

## 『大隈重信関係文書』の年代推定に関する覚書

友 田 昌 宏

### はじめに

本稿は、早稲田大学大学史資料センター編『大隈重信関係文書』収録の諸書翰の年代がいかに判明したのか、その一端を事例とともに示すものである。大学史資料センターから紀要で『大隈重信関係文書』の特集を組むので何か書かのように求められたとき、私は迷うことなく年代推定の根拠を原稿化することを提案した。なぜならこれほど厳密に年代推定を行っている書翰集はおそらく『大隈重信関係文書』を置いて他にないと思うからである。

私自身が編集を担当したのは、第四巻から第八巻まで（正確には第九巻の途中まで）、およそ七七〇通であったが、この仕事を始めた当初年代推定をいかに行えばよいのか戸惑うことが少なくなかった。しかし、巻を追うごとにその重要性を痛感して次第にやりがいを感じるようになり、しまいには不遜ながら自分の仕事にいささかの矜持さえも抱く

にいたった。その一方で、年代推定に費やした努力やそれによって得られた成果が何年何月何日という数字でしか書物に反映されないことに不満を覚えるようになった。その私にとって今回のセンターからの御依頼はまさに渡りに船だったのである。

しかし、いざ原稿を書くにあたってかたて自分が作成した年代推定の資料を見返すと、4巻収録のものなどは「雑な仕事」といわれても仕方のない出来栄で、まさに顔から火の出る思いでそれらに目を通さねばならなかった。本稿でとりあげた事例に初期の担当分が少ないのはそのためである。確かに巻を追って私の年代推定も精度を増していったように見受けられるが、それでも「悪くはないが良くもない」といった程度である。自分の才に比して任が重すぎることに気付いたときには暗澹たる気分に包まれたが、かといって、原稿を引き受けたことに後悔の念はなかった。なぜなら、年代推定を行うなかで明らかになった事実や、年代の推定の具体的な方法には、実際に手を下した担当者には分かり得ぬものがあり、それを伝えることはかつての担当者の義務であるという思いに変わりはなかったからである。以下に示す事例が、今後同様の書翰集を編集する際に何等かのお役に立つことがあるとすれば私にとつてこれに勝る喜びはない。

## 一 日記

日記は書翰の年代を推定する上でもっとも有効な史料の一つである。書翰と内容的に一致する記述が見つかれば、日付がピンポイントで特定できるからである。また、筆者である人物の足取りが詳細に追えるという意味でも有効である。年代推定を行ってどれだけ日記に助けられたかわからない。ここでは日記を使って年代が判明した例をい

くつか紹介したい。

### 【事例1】

年代推定にあたって、まず参照すべきは書翰の差出人・受取人の日記であろう。「大隈文書」の場合、受取人の大隈が日記を書き残していないので、差出人の日記があるかどうか、年代推定の成否を大きく左右する。

差出人が日記を残していれば、書翰に日付がまったく記されておらずとも年月日を推定することが可能なケースもある。以下に紹介する参議各位あて木戸孝允書翰（早稲田大学史資料センター編『大隈重信関係文書』4、431-11、早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」B八九）はそういった例である。かなりの長文であり、「諸省諸県開化家之所為」、「立法之確定」、「土祿消滅」等、内容も多岐にわたる（紙幅の都合上、全文を掲載はひかえる。早稲田大学史資料センター編『大隈重信関係文書』4を御覧頂きたい）。それだけに文面には年代推定の材料となる要素がちりばめられている。加えて、木戸は慶応四年（明治元年、一八六八）以降詳細な日記を残していて、現在、我々はそれを日本史籍協会編『木戸孝允日記』（第一―三巻、原本は宮内庁書陵部所蔵）として見ることができるといえる。本書翰に日付の記載がなくとも年月日まで判明しえた所以である。それでは実際にどのように年代を確定したのか手順を追って見ていきたい。まず、書翰冒頭には「さては滞米も不図長引候処漸去月渡欧之運に至り」とあり、木戸が岩倉使節団の副使としてアメリカからヨーロッパに渡った直後に書かれたものであることがわかる。木戸の日記によれば、使節団一行は明治五年七月三日にアメリカ東海岸のボストンを出航、七月十四日にイギリスのリバプールに上陸している。文中には「去月」とあるので、この時点で、本書翰が明治五年八月に書かれたものだとということが判明した。本書翰は日本史籍協会編『木戸孝允文書』第四巻にも集録されており、ここでは明治五年八月のものとされている。それでは日はどうか。さらに木

戸の日記を繰っていくと、明治五年八月二十一日条に「西郷始参議諸子、井上世外、留守勝三郎、青甫等へ書状を出す」との記述が見出された。ここにある「西郷始参議諸子」への「書状」こそが本書翰であろう。以上から、本書翰を明治五年八月二十一日のものと推定したのである。

## 【事例2】

木戸のような明治期の著名な人物の日記は、今や数多く翻刻・出版されており、我々はそれらを容易に読むことが出来る。しかし、その一方で未翻刻の日記もまだ少なからず残されており、年代推定にあたっては、そういったものも閲覧可能な限り活用した。ここではそういった未翻刻の日記を用いて年代が判明した事例を挙げる。以下に掲げるのは徳川慶勝が大隈にあてた三月二十七日付の書翰（早稲田大学大学史資料センター編『大隈重信関係文書』7、844-1、早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」B九―五）である。

捧一翰。益御多祥奉賀候。陳は過日参堂之節、豚児義御懇志之義難有奉存候。折々参堂仕御教示可被下候との御事万々御礼申上置候。付而は御帰閑之節被仰下は、いつなりとも豚児差出候間、御教示之義相願申候。此旨申上度、小子も其中拝看仕度義も御坐候間参堂其中拝顔申度、此義も申上置候。用事まで。早々頓首

三月廿七日

慶勝

大隈老公閣下

二白 時氣御保護專一に奉存上候。以上

差出人の徳川慶勝（一八二四～一八八三）は、美濃高須藩主松平義建の次男として生まれ、尾張徳川家を相続し、十四代藩主となる。安政の大獄で処罰され隠居を命じられるも、文久の幕政改革により罪を許され、以後、將軍家茂を補佐、第一次長州征伐においては征長軍の総督を務めた。慶応三年十二月九日（一八六八年一月三日）の新政府発足とともに議定に任じられる。明治三年十二月、三男の義宜にかわって名古屋藩知事に就任し、廃藩置県までその職にあつた。明治十六年（一八八三）八月一日に没している。書翰には、過日息子義宜とともに大隈の下を訪れた際、大隈が義宜に種々教えを授けたことに対する謝辞と、今後とも義宜への教示をよろしく頼むという依頼の旨が記されている。さらに、「大隈文書」にはこれと関連すると思しき書翰がある。次の三月十六日付大隈あて徳川義宜書翰（早稲田大学学術資料センター編『大隈重信関係文書』7、845、早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」B三八一）である。

拝呈 益御清穆奉賀候。昨日者登門種々御配意蒙御餐応、誠に何寄重宝之一本拝戴不堪感謝奉存候。何れ不日拝趨御礼可申述候得共、先不取敢如此御坐候。老父より同様申付候。頓首

三月十六日

義宜

大隈老先生 玉几下

差出人の徳川義宜（一八五八～一八七五）は先述のとおり徳川慶勝の三男で、叔父茂徳（慶勝の実弟）の隠居により、元治元年（一八六四）に尾張徳川家の家督を相続し、版籍奉還をうけて名古屋藩知事を拝命するが、病弱のため父にその職を譲った。その後、明治八年（一八七五）十一月二十四日にわずか十八歳で夭折している。

書翰は、昨日（三月十五日）大隈を訪れたおり、饗応に預かり、「重宝之一本」を賜ったことに対する礼状である。

文中には「老父より同様申付候」とあって、前日の大隈邸訪問の際は、慶勝も同道したと知られ、その日付から言っても先の大隈あて慶勝書翰と一連のものであることは明らかである。

これらの書翰の年代推定の手掛かりを得るべく、私は公益財団法人徳川黎明会徳川林政史研究所を訪れた。同研究所で閲覧したのは、天保十年から明治十四年に及ぶ慶勝の日記うち明治期のものである。そして、明治五年七月二十二日から翌六年四月二十五日にかけての「日誌」（旧蓬左文庫所蔵史料二二六一―二二一）を繰っていると、明治六年三月十五日条に次のような記述を見つけた。

十五日例参内拜謁無之

帰路兼テ約ニテ

大隈殿

右梅花開満ニ付三位同道ニテ相越洋食馳走

平岡章七

神山

供  
内藤

牛田

小管

文中にある「三位」とは義宜のことであり（慶応四年五月二十七日、従三位に叙される）、慶勝が義宜とともに大隈のもとを訪れたことが窺われる。さらに洋食を馳走になったとのくだりは、大隈あて義宜書翰の「昨日者登門種々御配

「意蒙御餐心」という記述と内容的に一致する。私が閲覧した慶勝の日記（明治五年から義直が没した明治八年まで）のなかで、三月十五日に兩名が大隈は訪ねたという記述があるのはこの年のみであった。明治元年（慶応四年）から明治四年までは、日記そのものが存在しないが、この間に大隈と慶勝が接触する機会があったとは考えにくい（藩内抗争鎮圧のため慶応四年正月二十日に名古屋に帰還してから、明治四年七月十四日の廢藩置県で東京へ移住するまでのあいだ、慶勝は基本的に名古屋にいる）。よって、これら二つの書翰の年代を明治六年と推定したのである。

### 【事例3】

差出人が日記を残していなくても、第三者の日記によって年代が判明する場合もある。次に掲げるのは三月二十二日付の大隈あて、桜田親義・井関盛良・寺島宗則書翰（早稲田大学大学史資料センター編『大隈重信関係文書』7、820—4、早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」A三〇二二）である。

長崎泡之浦器械代洋銀拾三万五千弗和蘭商社ハンテルタツク江可相渡分月賦を以追々相渡、残洋銀貳万五千弗当一月中可相渡之処、当月十一日当県御用金之内より操替相渡置候処残洋銀壹万五千弗請取度旨差迫申立候。右者如何挨拶可致哉、且御局御備金を以遣払可申哉。此段可得御意如斯御座候。以上

三月廿二日

桜田大助

井関齋右衛門

寺島陶藏

差出人の桜田大助は桜田親義（？）（一八八五）で宇和島藩の出身、維新後、外国事務御用掛助勤、外国官判事試補、外務権少丞、神奈川県大参事、兵庫県権参事、外務省五等出仕、外務権大書記官を歴任、オランダに赴任中同地で客死した。

井関斎右衛門は井関盛長（一八三三～一八九〇）で桜田と同じ宇和島藩の出身。維新後、外国事務局判事、神奈川県判事を経て、神奈川県知事に就任、以後名古屋、島根等各地の県令・権令を歴任する。明治九年に官を退いた後は実業界に転じ、第二十国立銀行取締役、東京株式取引所肝煎頭取を務めた。

寺島陶蔵は薩摩藩の出身、外務卿として条約改正に尽力したことで著名な彼の寺島宗則（一八三二～一八九三）である。

このとき政府は「長崎泡之浦器械代」として洋銀十三万五千ドルのうち二千五百ドルを二月中に「和蘭商社ハンテルタツク」に返済することになっていたようで、「当県」が一万ドルだけ立て替えたが、「ハンテルタツク」からはかえって残額一万五千ドルの返済を催促されたという。かかる事態に陥り、三名は大隈に書を致し「先方にどのような挨拶すればよいのか、「御局」の備金から支払うつもりなのか、お知らせねがいたい」と指示を仰いでいるのである。これと内容的に符号する記述が霞会館華族資料調査委員会編『東久世通禧日記』上巻（華族会館、原本は国立国会図書館憲政資料室所蔵「東久世通禧関係文書」）のなかにある。以下は慶応四年（一八六八）六月八日条の記述である。

一、長崎泡浦入用金旧政府ニ而和蘭商社へ借受之残金十三万五千弗有之候処、此節約束ヲ改メ我六月中壹万弗、七・八・九・十・十一月式万弗、十二月・正・二月式万五千弗、相払可申云々

辰六月 小松帯刀

和蘭岡士 アンテルタツク君



ここに記されているのは、慶応四年六月に外国官副知事であった小松帯刀とオランダ総領事の「アンテルタツク（ポルスブルックか）」との間に結ばれた約定である。それによれば、幕府が長崎「泡浦（鮑之浦）」に製鉄所を建設した際、「和蘭商社」から借りていた金額の未済分十三万五千ドルを新政府が月賦で支払うこととなり、六月は一万ドル、七月から十一月は各月二万ドル、十二月から翌年、すなわち明治二年二月の間には、残り二万五千ドルを返済すると定められたようである。ここから、本書翰を明治二年二月二十二日のものと推定した。

なお、本書翰にある「当県」とは神奈川県のことである。この当時、寺島は神奈川県知事兼外国官判事、井関は神奈川県判事、桜田は外国官判事だが前年九月に神奈川県への出張を命じられている。また、「御局」は会計官のことであろう。当時大隈は外国官副知事であったが、二年正月には、会計官への出仕も命じられていたのである。

#### 【事例4】

日記があれば、通常なら年代不明とせざるをえないような書翰でも年代を明らかにすることができる場合もある。次に掲げる六月六日付の大隈あて得能良介書翰（早稲田大学大学史資料センター編『大隈重信関係文書』8、850—9、早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」B二二九四）は、そんな一例である。

拝啓 今日者王子江御誘引可仕之処不勝之天氣、来る十一日に御案内仕度候間御都合被下度候。右草々呈寸毫候。頓首

六月六日

得能良介

大隈重信殿

差出人の得能良介（一八二五～一八八三）は薩摩藩の出身。明治三年（一八七〇）に大蔵大丞兼民部大丞として政府に出仕して以降、出納頭、司法大丞、紙幣局長、印刷局長等を歴任、西洋の印刷技術を積極的に導入し、紙幣の国産化に大きな足跡を残した。印刷局長在任中の明治十六年十二月二十七日に脳卒中のため急死している。

書翰は、「本日、王子へ御招待する予定だったが、天候が不良なので十一日に延期したく、ついでには御都合をお練り合わせいただきたい」という、ただそれだけの内容である。得能は日記を残しておらず、普通なら年代不明とするケースであるが、にもかかわらず、年代を判明しえたのは、第三者の日記に年代推定の鍵となる記述を見つけられたからである。このとき私が参照したのは米沢藩出身の政治家宮島誠一郎の日記である。

明治十六年の宮島（当時、宮内省御用掛）の日記を繰っていると、四月から六月にかけて薩摩閥と肥前閥の有力者が長州閥に対抗するため、提携を模索している様子が窺える。事の発端は明治十六年四月十一日の夜に元老院議員西村貞陽（肥前）が開拓使時代に上司であった内閣顧問の黒田清隆（薩摩）のもとを訪ねたことにある。この日、松方正義（薩摩、当時大蔵卿）邸の厩舎からの出火を黒田が消し止めたという噂を聞きつけた西村は、取るものもとりにあえずその安否を問うべく黒田のもとに駆け付けたのである。黒田は幸いにして無事であったが、このとき、西村に対して今は副島種臣（宮内省御用掛一等侍講）と大隈重信が「閑散二居ルへき時節」ではないとの意見を示している。これを聞いた西村は同じ肥前出身の司法卿大木喬任に相談に及び、四月二十五日、大木邸に薩摩の黒田、肥前の大隈・副島・西村・佐野常民（元老院議長）が集い、薩肥有力者による最初の会合が開かれたのである。以後、薩摩から伊地知正治（宮内省御用掛）・吉井友実（日本鉄道会社社長）・税所篤（元老院議員）・得能良介（印刷局長）・安田定則（元老院議員）も加わりながら、五月三日（黒田邸）・六月三日（大隈邸）・六月十一日（王子扇屋）と会合の機会がもたれている。

宮島の日記「明治十六癸未年日記 從五月廿七日至八月八日 共三冊 地」（早稲田大学図書館所蔵「宮島誠一郎文書」

A六一―二の六月十三日条には、六月十一日の王子扇屋での会合について次のような記述がある。

一 其後十一日<sup>〔六月〕</sup>二者得能催ニ而王子扇屋ニ而会集あり、副島、黒田、税所、大隈、吉井等なり、税所、伊地知を伴ひ参りしよし、至極平和之会なり、此ヲ四会目<sup>〔四〕</sup>の会とす、若し他人より之を見れ者、伊地知等之出席ハ何等之企有之歟と想像すべし、誠一後日伊地知ニ逢て之ヲ聞く、一日税所被誘王子行を為す、必ず例の衛生会ナルべしと思之外到而見れ者前<sup>〔黒田〕</sup>の関白殿の懇親会ナリ、勝さん一人ハ見エズニあつたと申聞なり

以上黒田大隈副島懇親会ヲ為ス

この会合こそが、本書翰でいうところのそれなのではなからうか。場所も日付も一致していることから、ほぼ間違いないと思われるのだが、残念ながら宮島の日記には、六日の流会について記載がない。そこで、明治十六年の六月六日が実際に「不勝之天気」だったのか、日本史籍協会編『幟仁親王日記』第三巻で東京の天候を調べたところ、同日条に「雨天」との記載があった。これは本書翰の内容と一致する。以上から、本書翰を明治十六年六月六日のものと推定したのである。

一読すれば単なる会合の延期を知らせる書翰にすぎないのだが、その会合が意外にも重要なものだったことがわかり、俄かに史料的な価値が高まった瞬間であった。

## 二 新聞

新聞もまた日記とならび年代推定において最も有効な史料である。縮刷版の普及とともに、現在ではインターネッ

ト上で記事を検索できるサイトもあり、新聞を活用する環境は、一昔前に比べて隔世の感がある。ここでは新聞によって年代が判明した例をいくつか紹介する。

### 【事例5】

『読売新聞』と『朝日新聞』の記事は現在「ヨミダス歴史館」「聞蔵Ⅱ」によってそれぞれインターネット上で検索することができて非常に便利である。我々としてはこの恩恵に浴さない手はない。以下に掲げる四月十日付大隈あて野村靖書翰（早稲田大学大学史資料センター編『大隈重信関係文書』8、1008―2、早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」B二四三―八）は、「ヨミダス歴史館」を利用して『読売新聞』の記事を検索し、年代が判明した例である。

拝啓 昨日電信を以申上候事件如何之御模様は御座候やと察居申候。御都合に寄り被仰越次第何時にても参上可仕候間是亦御合置奉希上候。将又過日拝晤之節申上候通、此際何分之処断不仕候而は相成不申場合に立至り居申候間、明後十二日には発令仕度相考居申候。尤も向ふ二ヶ年を期し貸坐敷営業禁止といたし、右多少之時日を与へ候は、各自向後之処分におゐて急遽差支へも尠かるべく哉と奉存候。

右様決意仕居候へ共、万一替地事件等に而御考案も有之猶予之儀可然御見込御坐候は、何卒至急御洩奉希上候。此事をも御聴を煩し恐縮之至罷在申候。先は為其。勿々頓首

四月十日

野村靖

大隈老台

差出人の野村靖（一八四一～一九〇九）は長州藩の出身、松門の四傑として名高い入江九一の実弟で自身も吉田松陰の門下生である。明治四年（一八七二）七月の廢藩置県後に宮内権大丞として新政府に出仕し、外務大記として岩倉使節団に随行、帰国後は外務省五等出仕、外務権大丞、神奈川県令、駒通総官、通信次官を歴任し、明治二十年に子爵に叙された。明治三十七年に第二次伊藤内閣に内務大臣として、三十九年には第二次松方内閣に通信大臣として入閣。明治四十二年一月二十七日に没している。

漫然と読む限り何のことを言っているのかわからない文章だが、注意深く読めば、後半部に「尤も向ふ二ヶ年を期し貸座敷営業禁止といたし」とあるところから、冒頭の「昨日電信を以申上候事件」が貸座敷禁止に関係することだと気付く。

そこで「ヨミダス歴史館」にて『読売新聞』の記事を検索してみたところ、明治十三年四月十四日発行の第千五百六十九号に以下のような記事が掲載されていることがわかった。

○横浜高島町の貸座敷の移転一件ハ前号へ出した通り、仲間が二組に分れ一組ハ引移ると云ひ、今一組ハ移らぬといふので、終に移転願ひも聞届けに成らず願書を下戻しに成た後も移るの移らぬのといろ／＼悶着のすゑ、今度同所の永島何某が移転料として金五万円を貸座敷一統へ差し出すと云ひ出したので、漸く一同にて引移る事に評議が一決して此ほど其筋へ再び願ひ出たといふ

○ト書畢る処へ昨日横浜より届いた原稿に高島町貸座敷の移転一件はいよ／＼昨日お聞き届けになつて高島町、橋町、緑町、長住町、福島町の諸貸座敷ハ来る明治十五年の四月限りにて営業を禁止され、さらに同営業人ハ山吹町、山田町、富士見町、

千歳町へ移転営業を聞届けられて以来同所を遊郭と定めると神奈川県庁より夫々へお達し□：□と有りました。

記事によれば、「昨日」（四月十三日）読売新聞社に届いた原稿は、その前日、神奈川県からの達により高島町・橘町・緑町・長住町・福島町における貸座敷の営業が明治十五年四月限りで禁じられること、高島町等の貸座敷は山岸町・山田町・富士見町・千歳町へ移転したうえで営業が許可されたことを報じていた。本書翰はこのことに関するものである。本書翰と『読売』記事をあわせて、事の経緯を整理すれば、すなわち次のようになる。当時、神奈川県令であった野村靖は、四月九日付で高島町をはじめとする五町での貸座敷の営業禁止を政府に出願したが、その翌日、大隈に書を致し返答を迫った（「昨日電信を以申上候事件如何之御模様ニ御座候や」。これより先、野村は大隈に会い、直接この件につき処分を訴えていたのである（「過日拜晤之節申上候通」。野村がかくも事を急いだのは、県下への発令を四月十二日と定めていたからであった（「明後十二日には発令仕度相考居申候」。その一方で野村は、一度は却下した貸座敷営業人からの願いを容れ、他町に移転したうえで営業を許可することも考慮に入れていた（「万一替地事件等に而御考案も有之猶予之儀可然」。そして、政府から神奈川県に許可がおりると、当初の予定通り十二日に、営業禁止が高島町はじめ五町の貸座敷に達せられた。その際、山吹町等への移転を条件に貸座敷の営業が許可された（「読売」記事）。以上から本書翰を明治十三年四月十日のものと推定したのである。

## 【事例6】

『読売新聞』『朝日新聞』の記事をウェブサイトで検索することによって、年代が判明した例をいま一つ挙げておきたい。四月十七日付大隈あて中島錫胤書翰（早稲田大学史資料センター編『大隈重信関係文書』8、898—2、早稲田

大学図書館所蔵「大隈文書」B四七九四）である。

増御万福奉恭賀候。一昨十五日横須賀鎮守府に於て煉炭及原料粉炭之試験に東京より海軍機関總監外二名横須賀詰之石炭調査委員長及委員立合にて試験致候処、

烏帽子之無烟 百の八十

香焼の有烟 百の十二

ピッチ 百の八

右合成之煉炭にて水蒸発力四噸六百十五、世界一之火力ありと称候英国之「カーヂフ」無烟にして水蒸発力四噸三百に御坐候へは、烏帽子炭は英炭にまさること三百十五之成績に御坐候。唯有烟とピッチを百之二十加候為煤少し多かりしも、仏国之煉炭に比候へは尚少しとの事立合員被申候。灰分其外之取調者来る廿五日海軍省にて調査会を開候上、会社へ被達候筈に御坐候。烏帽子之粉炭試験被致候処其成績平均二十五封度を保たしめて、煉炭之水蒸発量四噸六百余之三分之二之火力有之、水蒸発即ち噸九百余是亦成績よろしく候。昨十六日水雷艇に試候は最速力を出し、横浜に往復いたし火力之非常なるに艇員驚候谷子に御坐候。炭は英炭を凌駕する良炭に候へ共、器械之不完全なる為圧搾力不足也と云に歸し候方と存候。

四月十七日

中島錫胤

大隈伯爵閣下

〔別紙〕

再白 煤之多は全く有烟之十二とピッチの八を加へしに因り、火付如何と過慮之余り多量に加へ、凝固を十分にと存候為にピ

ツチを八分加候得共、火付至てよろしく候以上は右之ニ品有烟は全く加へず、ピッチは百之五にて十分と申事に候へは、此後之製造には煤大に減じ可申候。

〔封筒裏〕 大隈明公閣下必親展

〔封筒裏〕 中島錫胤

差出人の中島錫胤は（一八三〇～一九〇五）、徳島藩士三木章介の長男として生まれたが、京都に出て、儒者の中島棕隠に学び、中島の養子となった。万延元年（一八六〇）、桜田門外の変に連座して獄に繋がれ、後に許されるも、文久三年（一八六三）、京都にて足利三代木像梟首事件を引き起こし、再び投獄される。慶応四年（一八六八）四月に出獄すると、新政府に出仕、刑政局権判事に任じられる。明治二年（一八六九）五月に刑法官判事から兵庫県知事に転じ、以後岩鼻県知事、七尾県権令、飾磨県権令等の地方官を歴任する。明治六年六月、司法省五等出仕として司法畑に復帰し、長崎・静岡・宮城・名古屋等各地の裁判所に赴任した。明治十七年、元老院議員、明治十九年に山梨県知事となり、明治二十九年に男爵に叙されている。明治三十八年十月五日に没した。

書翰は四月十五日に横須賀鎮守府で実施された「煉炭及原料粉炭之試験」について報告したもののだが、そもそも、なぜ中島が大隈にこのような書翰を書かねばならなかったのであろうか。先の履歴を見てもよくわからない。そこで、「ヨミダス歴史館」と「聞蔵Ⅱ」を利用して、「読売新聞」と『朝日新聞』に関連記事がないか調べてみたところ、明治二十九年十一月七日発行の『東京朝日新聞』第三千五百八十九号に、この前日に開かれた天草炭業株式会社の創業総会で中島が社長に選出されたという記事を見つけた。同社は、山脇善助・小野金六（本書翰にも名前が見られる）ら十数名の出願により、天草に産出する無煙炭を採掘し煉炭などを製造することを目的として設立されたものである



〔読売新聞〕第六千八百五十六号、明治二十九年八月二十五日。

明治三十年七月二十八日発行の『東京朝日新聞』第三千九百七十九号によれば、同社製造の無煙炭は「英国最良の無煙炭に比較して優る所あるも劣ることなきの成績を得」というが、これは本書翰中の「右合成之煉炭にて水蒸発力四噸六百十五、世界一之火力ありと称候英国之「カーヂフ」無煙にして水蒸発力四噸三百に御坐候へは、烏帽子炭は英炭にまさること三百十五之成績に御坐候」という文言と内容的に一致する。さらに明治三十三年四月二十九日発行の『読売新聞』第八千九百九十六号では、同社がこの年三月から軍艦用の煉炭製造にも着手しはじめたことが報じられている。

同会社ハ軍艦用の煉炭製造を目的とし、昨年七月仏国より機械を購入し外国技師を雇入れ、本年三月より營業を始めたものなるが、營業の結果意外の好況にして、海軍省ハ数回の試験を経て軍用第一種炭と認定し軍艦用に採用せられたるより、僅かに二ヶ月にして三万円近き利益を見るに至りたる次第にて、将来頗る有望なりと。

記事によれば、天草炭業株式会社が製造した煉炭は「数回の試験」を経て軍艦用に採用されたのだという。ここでいう「数回の試験」の一回が本書翰で言う四月十五日の試験であったのではないか。日付も接近しており間違いないと判断し、本書翰を明治三十三年四月十七日のものと推定したのである。

#### 【事例7】

『読売新聞』や『朝日新聞』のように検索サイトがあれば便利でよいが、それ以外の新聞は依然縮刷版を繰って関連記事を探すほかない。そのような作業を経て年代を推定した例を紹介する。以下に掲げるのは、二月二十三日付の

大隈あて田中光儀書翰（早稲田大学大学史資料センター編『大隈重信関係文書』7、772―50、早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」B三四七―三）である。

御払米之儀三月初旬迄之処何卒一日置くらひに陸統御払下相成候様仕度、左候は、六円式參拾錢迄者下落可仕歟。右影響にて諸国之米価も下落可仕、其際に乗し諸国におゐて御買上米御指揮相成候は、今夏又格外之騰貴有之候節御払下相成米価の沸騰を圧し可申御備へと可相成愚考仕候。此度之御払米兩三度にてとぎれ候而者折角下け口に向ひ居候ても直にあともどり可仕、仍而来月七八日迄之処者隔日御払下相成候様企望仕候。右等者不奉申上候共素より御胸算中之事とは恐察仕候へ共、極内奉煩尊聴候。

○ 公債証書の価相増候と金銀貨の紙幣に対し下落仕候者為邦家可悦事と奉存候。

○ 十円札と五十錢廿錢十錢の小札品少なに相成候に付、右四種の損傷札御引替元と申名儀にて只今より御造り増相成候方と愚考仕候。

二月廿三日

差出人も宛先も明記されていないが、筆跡からこの書翰が田中のものであることは明らかである。宛先は「大隈文書」に残っているということで大隈と判断した。

差出人の田中は旧幕臣で、嘉永六年（一八五三）と翌安政元年のペリー来航時は浦賀奉行所与力として諸事尽力した。長崎奉行支配調役並、外国奉行調役と昇進を遂げ、文久三年（一八六三）には、幕府正使の池田長發に従って渡欧する。帰国後、新潟奉行支配組頭となり、慶応四年（明治元年、一八六八）の戊辰戦争の際は、新潟奉行代理として

同地を米沢藩に引き渡し、自身は江戸に帰還して隠居した。大蔵省監督大佑として新政府に出仕、久美浜県権大参事、同県大参事、豊岡県権参事、同県参事を歴任し、明治八年七月に官を退いた。

書翰には、①東京府下における払米続行の要求、②公債証書の価値上昇と、紙幣に対する金銀貨の価値の下落の情況、③十円札および五十銭札・二十銭札・十銭札等の小札が払底している情況が記されている。本書翰において年代推定の決め手となったのは、このうち②と③の内容である。これらに関連する記事が『朝野新聞』のなかに見出された。

まず②から見ていこう。田中は公債証書の価値が増したことを「為邦家可悦事」としているが、国立公文書館所蔵「岩倉具視関係文書」には、田中が岩倉具視にあてた明治十三年十一月付の「公債証書ノ価ヲ増ス方法ニツキ建言」(二六五―二八六―三九)があり、この建言が書かれた時点で、公債証書の価値上昇が田中にとって大きな関心事であったが見て取れる。そこで、明治十三年十一月前後において公債証書の価値が上昇した事実があるかどうか、諸新聞をあたってみたところ、明治十四年二月二日発行の『朝野新聞』二千二百十一号の雑報欄に「一月以来公債証書の相場俄かに騰貴し之れが為め株式取引所も大葛藤を生ぜし程なり」との記事が発見された。

次に③である。『朝野新聞』を見てみると、明治十四年三月頃、各地で小札が払底していることが報じられている。たとえば、福島県伊達郡桑折村の戸長氏家喜四郎は、村民が小札の払底を歎いていることから、同地の商人六名と申し合わせて、五銭、十銭の切手八千四百枚余を密造し、これが露見して福島警察署に拘引されたが、そのことが、三月二日発行の二千二百三十三号に掲載されている。このほか、三月十二日発行の二千二百四十二号の雑報によれば、新潟県下においては小札・銅銭とも払底し、長岡の商家では郵便印紙・郵便葉書・証券印紙が釣銭に代用されていたため、政府は急遽十銭札と二十銭札を新潟県に廻送したという。以上の調査から、本書翰を明治十四年二月二十三日

のものと推定したのである。

【事例 8】

新聞ではこの他、地方紙を参照することもしばしばあった。東京大学明治新聞雑誌文庫や国会図書館は戦前の地方紙を多種所蔵しており、それらは現在マイクロフィルムで閲覧することが可能である。地方紙を用いて年代が判明した例を一つ挙げておきたい。九月三十日付の大隈あて高崎五六書翰（早稲田大学大学史資料センター編『大隈重信関係文書』7、708―3、早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」B二四七―四）である。

謹呈 閣下益御清適奉拝賀候。二に生も無事乍恐御安神可被下候。然は本県下此八九月の頃大に米価沸騰細民之困苦真に不可言、因て来年も又此災害に逢ふては実に難忍、旁前後深講究の末当市街中へ三万石余の米を儲蓄置、九円以上沸騰の機に之を払出候は、一時其騰貴を抑留、非常の難題も有之間敷と画策仕候事に有之候。右は大阪表にも常平倉之御儲けも有之候上の事にて、区々たる一県市街の為に拝借金を願立候共容易御採用の程も無覚束事とは存候へ共、県下細民の為に黙々する能はず、今般右の為に三等属阿部浩出京為致申候付、縷々の事情御聞取可成約願意御採用被下候様偏に御倚願仕候。

○本県陶器製造も御懇配被下候末近々運搬の道相開け、日夜阿部浩委任担当勉強罷在申候。是も本人より御聞取可被下候。右に付而も尚将来御救援被下、興業盛大成就候様御注意被遊下度不堪懇々切々之至候。先は此旨右奉願度奉捧一書申候也。

九月卅日

大隈公閣下

高崎五六再拝<sup>印</sup>

追て乍末筆金玉御自重为国奉千祈万禱候。

差出人の高崎五六（一八三六―一八九六）は薩摩藩の出身。早くから国事に奔走し、安政の大獄が起こると、水戸藩士と大老井伊直弼の誅戮を画策する。その後、島津久光に重用され、文久三年（一八六三）の八月十八日政変以降は久光の股肱の臣として京都政局において存在感を示した。しかし、倒幕に傾斜する西郷隆盛らと次第に袂を分かち、土佐藩と結んで公武合体路線を模索、ために第一線から外れていった。明治四年（一八七二）、置賜県参事に就任。いくばくもなく左院に転じ中議官、二等議官となる。左院廃止後は権内史を経て岡山県令に就任し、同職を長く務めた。明治十七年、参事院議官、十八年、元老院議官、十九年には東京府知事となり、その勲功を認められて二十年には男爵を授けられる。明治二十九年五月六日に没している。

書翰前半部において、高崎は「本県」の米価高騰の窮状を大隈に訴え、援助を依頼している。また、後半部では、「本県」における陶器製造の道が阿部浩の尽力により開けつつあることを報じている。

まず、文中に「本県」とあるので、本書翰は高崎が置賜県参事だったときか、岡山県令だったときに書かれたものであることがわかる。国立公文書館編『勅奏任官履歴原書』上・下巻（柏書房刊、原本は国立公文書館所蔵）所収の履歴によれば、高崎が置賜県参事を務めたのは明治四年十一月二日から翌五年四月八日まで、岡山県令を務めたのは明治八年十月七日から同十七年十二月二十六日までであり、本書翰の日付から言って置賜県参事時代ということはありえず、岡山県令時代のものということになる。この時点で年代幅は明治九年から明治十七年に絞られた。

年代幅はさらに絞ることが可能である。文中には「三等属阿部浩」とある。国立公文書館所蔵「府県史料」のなかの「岡山県史料 三十九 官履歴二二」によれば阿部が岡山県三等属に就任したのは明治十一年十月三日であり、し

たがって本書翰は明治十二年以降に書かれたものということなる。これが上限である。下限はどうか。高崎がかかる書翰を大隈に送るということは、大隈はこのとき在官であったと推測される。周知のごとく大隈が政変により政府を追われたのは明治十四年十月十二日のことだが、これより先七月三十日に明治天皇の東北・北海道巡幸に供奉して東京を出立し、十月十一日に帰還するまでのあいだ東京を留守にしている。岡山の高崎とて大隈が天皇に供奉したことは知っていたであろうから、斯様に火急の書面を留守宅に送ったりはしないであろう。したがって明治十四年は該当しない。下限は明治十三年である。この時点で可能性は十二年と十三年に絞り込まれた。

では、十二年、十三年のいずれか。その手がかりを得るために私が参照したのが岡山の地方紙『山陽新報』である。同紙は現在、国立国会図書館でマイクロフィルムによつて閲覧することができる。私は明治明治十二年と十三年の八月、九月分を閲覧し、その時々のお山県下の米価がどうであったのかをまず調べた。すると、岡山県下での米価の高騰を伝える記事が両年ともに見られた。しかし、本書翰と共通する切迫感が記事から伝わってくるのは十二年のほうである。十二年の記事をいくつか挙げれば「兎も角も小民の困苦は日に益々窮迫するの勢ひなるが如し。困つたものでありませんか」(百六十一号、九月三日)、「都宇郡妹尾村の殖物社にハ此頃米価非常に騰貴して窮民の情状殆んど見るに忍びざるものあるに依て赤貧の者に限り安価にて若干の米を売与せらるゝ由」(百六十九号、九月十二日)、「此程米価非常に騰貴して貧民の困窮せるを見て真島郡高田村大塚徳江、景山才吉、辻武十郎、山田又三郎の四氏ハ相庭を一割引き下げて売り捌かるゝので該地は相庭余程下落したりと」(百七十四号、九月十八日)といった風である。これに対して明治十三年の場合は、「米価騰貴の故か金銭不融通の故か此頃岡山の芸妓娼妓どもハお茶を挽きながら欠伸をして居るものが多いよし。その原因ハ最も憂うべきなれど、この結果(お茶ひきの多いの)ハ決して憂うべきにあらず、反つて悦ぶべしサ」(四百六十六号、九月八日)というように、前年と同じ米価騰貴でも事態を茶化す余裕が出

てきているように見受けられる。

また、本書翰には「右は大坂表も常平倉之御儲けも有之候上の事にて、区々たる一県市街の為に拝借金を願立候共容易御採用の程も無覚束事とは存候へ共、県下細民の為に黙々する能はず」とのくだりがあるが、これと関連すると思しき記事が『山陽新報』に認められる。すなわち、明治十二年八月十七日発行の同紙第四百七十七号によれば、このとき、帰京した大隈の指示で常平局所轄の東京倉庫より三千六石、大阪倉庫より二千石が入札払いに出され、今後引き続き三万石以上の米が払い下げられることとなったようである。さらに、「去る六日にハ又々大坂難波常平局米廩に於て米二千五百石を入札ひせられたりと」（百六十九号、九月十二日）、「去る十一日常平局難波米廩より払下になりし二千二百石の米は九円十銭の落札となり引続て払米が出る由と」（百七十二号、九月十六日）等とも報じられている。これらの記事の内容を踏まえたうえで先の本書翰のくだりを読めば、大阪での払米の報に接した高崎が、時をおかず大隈に米の拝借を願ひ出たものと考えられよう。以上から本書翰を明治十二年九月三十日のものと推定したのである。

### 三 履歴資料

人物の履歴は年代を推定する上で重要な要素である。文中に人名が役職付で明記されていれば、その在任期間を調べることによって、少なくとも書翰の年代幅を確定することができる。また、「大隈文書」には大隈に就職の斡旋を依頼する書翰が数多く含まれており、人物の履歴を把握することは、年代を確定するうえでの鍵といっても過言ではない。明治期の人物の官歴を調べようと思えば、各種人名辞典はもちろんのこと、日本史籍協会編『百官履歴』上・下、国立公文書館編『勅奏任官履歴原書』上下巻（前出）、『明治初期 官員録・職員録集成』第一～四巻（柏書房刊）

等をまず参照すべきだが、それ以外の公文書にもあたってみる必要がある。現在、国立公文書館デジタルアーカイブズやアジア歴史資料センターのホームページでは、「公文録」をはじめとする様々な公文書を検索することができ、さらには写真も公開していることから、我々は居ながらにして多くの公文書を目にすることが可能である。ここでは、そういった公文書のなかにある履歴書類から年代が判明した例をいくつか紹介する。

### 【事例9】

次に掲げるのは四月十日付大隈あて徳川慶勝書翰（早稲田大学大学史資料センター編『大隈重信関係文書』7、844―2、早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」B二五〇―三）である。

謹啓仕候。春暖相成候処益御清穆奉賀候。扱過日は神山を以懇願之次第早速に御尽力被下、弊家之幸福厚御礼山々申上候。中  
 村子御用召之上之義、伝承仕候得は不都合之次第有之候由扱々愕然仕、且は対尊公恐入奉存候。右之義とも参堂仕可申上と存  
 候処、此節御多端之御様子にも伺申候間参堂差扣以神山縷々申上候。其内参堂御閑日之節に罷出可奉申上候。段々之御礼旁捧  
 寸毫候。謹白

卯月十日

大隈殿

慶勝

〔巻封〕 奉呈 徳川慶勝

書翰は、過日「神山」（神山間か）を通じて懇願に及んだ「中村」の件で、大隈が早速にも「御尽力被下」たことに



対する礼状である。「中村」とは誰のことか。慶勝（徳川慶勝については【事例1】参照）がわざわざ歎願に及ぶということは旧尾張藩士であろう。そこで念頭に浮かんだのが中村修（一八四四～一九一五）である。中村は田中不二磨や丹羽賢とともに早くから尊王攘夷運動に身を投じ、幕末期は慶勝を補佐して尾張藩を勤王に導くのに功のあった人物である。また、初代の名古屋市長としても知られる。文面からは、中村が「御用召」をうけたことが窺われ、どうやら慶勝は中村の政府出仕を大隈に嘆願したようである。そして、大隈の尽力によって政府に職を得たにもかかわらず、中村が、いくばくもなく職を免ぜられたことも、あわせて読みとれる。では、ここでいう「御用召」がいつのことのことなのか、それを知るために、アジア歴史資料センターのホームページで中村の履歴書を探したところ、大正四年（一九一五）六月四日に、時の愛知県知事松井茂が内務大臣の大浦兼武に提出した中村の位階進階の内申に、彼の詳細な履歴が記されていることがわかった（国立公文書館所蔵「大正四年叙位 卷十三 2A-16-叙57」。以下、明治元年（慶応四年、一八六八）から慶勝が没した明治十六年八月一日までの中村の履歴を抜粋する。

明治元年戊辰	五月	以御雇刑法官判事試補被仰付候事	太政官
同二年己巳	十月八日	任名古屋藩権大参事	同上
同四年辛未	七月十六日	免本官	同上
同年	九月	御一新後国事尽力ニ因リ為賞典如斯永世高百五十石令分与者	徳川従一位慶勝 徳川従三位義宣
同年	十二月十二日	任岡山県権参事	太政官
同五年壬申	二月十二日	免本官	同上
同六年癸酉	一月八日	任宮内権大録	宮内省

同年	五月十九日	任雜掌長	同上
同年	十月二十九日	任宮内中録	同上
同七年甲戌	二月十二日	依願免本官	宮内省
同年	同月	侯爵徳川慶勝家事取扱就任	
同年	四月七日	補大蔵省十等出仕	大蔵省
同年	同月同日	依願免出仕	同上
同年	八月四日	補宮内省十等出仕	宮内省
同八年乙亥	三月二十九日	補宮内省九等出仕	同上
同年	同月同日	伏見宮北白川宮家令兼勤申付候事	同上
同年	十一月十日	伏見宮家令差免有栖川宮家令兼勤申付候事	同上
同九年	十月二十三日	東京府下市ヶ谷片町出火ニ付罹災者へ金拾 円施与ノ賞トシテ木盃一個下賜	東京府
同十年丁丑	二月九日	御用有之西京表へ差遣候事	宮内省
同年	同月同日	総督宮本營へ出張被申付候事	同上
同年	七月二十一日	御用有之西京表へ差遣候事	同上
同年	八月三十日	宮内省御用掛被 仰付候事 奏任ニ准シ取扱一ヶ月金四拾五円下賜候事	同上
同年	同月同日	山階宮御付被仰付候事	同上
同十二年己卯	十二月廿五日	一ヶ月金五拾円下賜候事	同上
同十四年辛巳	六月廿三日	任檢事	太政官
同年	同月同日	年俸金九百六拾円下賜候事	同上

同年	同月同日	東京上等裁判所詰ヲ命シ候事	司法省
同年	七月十五日	叙従七位	太政官
同年	十月二十四日	東京控訴裁判所詰ヲ命シ候事	司法省
同十五年壬午	十一月八日	函館控訴裁判所検事長ヲ命シ候事	同上

明治七年四月七日、それまで尾張徳川家の家事取扱の任にあつた中村は、大蔵省十等出仕を命ぜられているが、即日依願免職となっている。その日付から言つて、本書翰はおそらくこのときのものである。以上から本書翰を明治七年四月十日のものと推定したのである。

### 【事例10】

以下に掲げるのは二月十二日付の大隈あて田村昌宗書翰（早稲田大学大学史資料センター編『大隈重信関係文書』7、786―9、早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」B二二三三）である。

一昨日上田秀昇級云々被仰越承知仕候。将又石川県土族陸軍中佐堀尾晴義昨朝御尋被致候由之処有肉御不例御引合無之、何れ近日中御尋致し候は、暫時御引合被成下候様偏に奉希上候。右御答旁得御意置候。頓首々々

二月十二日

田村昌宗<sup>印</sup>

大隈重信様

追て上田の件は本日最前の仕組取直しに御座候。御含迄申上置候也。

差出人の田村昌宗（？→一九〇九）は佐賀藩の出身。戊辰戦争で佐賀藩の参謀として奥羽を転戦して戦功を挙げ、廃藩置県後に陸軍少佐として任官（のち中佐に昇進）、陸軍会計一等副監督等を務め、明治十四年（一八八二）十二月に官職を退いた。退官後は旧佐賀藩士を率い印旛沼の開拓に従事する。明治四十二年十二月十三日没。

書翰では、上田秀昇級の件と陸軍中佐堀尾晴義との面会の件が述べられている。

そこで、上田秀の「昇級」の件について調査すべく、上田の履歴を探したところ、国立公文書館所蔵の「大札贈位内申事蹟書 十三」（2A-40-5-贈15）のなかに上田の名を見つけた。残念ながら、ここで多くの紙幅が割かれているのは、戊辰戦争の際、彼が奥羽で挙げた軍功の数々であり、維新後の官歴については次のような記述しかない。

其後同五年壬申正月ヨリ文官ニ出仕ス。其官衙ハ大阪府・大蔵省・陸軍省會計部・内務省・沖縄県・石川県・福井県・京都府等、明治十八年迄引続、十四年間奉職ス。

だが、これで彼の出仕先はつかむことができた。これを手掛かりに、私が次に参照したのは国立公文書館所蔵の「府県史料」である。「府県史料」は、明治七年の太政官達第百四十七号をうけて各県が立県からの沿革を編集し提出したもので、編集に当たってはその概要が政府から示された。明治九年の例示によれば、附録として図書目録や碑文銘辞とらび官員履歴が挙げられており、この例示をうけて府県が提出した官員履歴が人物の履歴を知るうえで時として大いに役に立つ。先に【事例8】で阿部浩の三等属就任の年月日を調べるために用いたのは、このうち岡山県提出の官員履歴である。今回、上田が奉職した大阪・石川・福井・京都各府県の官員履歴を調べたところ、参考になったのが石川県の「石川県史料 六十三 石川県誌稿附録 官員履歴八」であった。これが便利なのは、石川県に奉職する以前からの上田の履歴が詳細に記されているところである。ここから、明治五年の政府出仕以降の上田秀（雄一・

高輅)の履歴を抜き出せば以下の通りである。

同 <sup>〔明〕</sup>	五年正月廿日	
一	十一等出仕申付候事	大阪府
同		
一	勸業掛申付候事	同
同	年二月廿五日	
一	任権大属	同
同	年七月日不詳	
一	京都へ出張申付候事	同
同	年十月廿四日	
一	播州筋へ出張申付候事	同
同	六年二月廿五日	
一	任大属	同
同	年四月十五日	
一	京都表へ出張申付候事	同
同	年八月十三日	
一	任中属	同
同	七年一月十二日	
一	印税掛兼勤申付候事	同

- 同 年七月十四日
- 一 東京出張所詰申付候事
- 同 年九月八日
- 一 補九等出仕
- 同 年十一月廿四日
- 一 小野組破産ニ付取調掛申付候事
- 同 八年九月十日
- 一 諸鉦山工部省へ為引渡秋田県へ出張申付候事
- 同 年十二月十八日
- 一 勉勵ニ付為御手当金若干下賜候事
- 同 (同年マ) 九年十一月七日
- 一 遣韓使節一件事務取調申付候事
- 同 (同九年マ) 年二月十三日
- 一 補八等出仕
- 同 陸軍省
- 同 第五局出仕申付候事
- 同 同
- 一 第五局第四課出仕申付候事
- 同 同
- 同 年三月廿九日
- 一 補八等出仕
- 同 大蔵省

- 同 十年一月十五日
- 一 任四等属 同
- 同 年四月廿四日
- 一 小野組負債処分之儀格別勉励二付為御手当金若干下賜候事 同
- 同 十一年一月十八日
- 一 御用向多端ノ折格別勉励二付為御手当金若干下賜候事 同
- 同 年四月五日
- 一 依願免本官 同
- 同 十二年三月一日
- 一 任五等属 内務省
- 同
- 一 琉球藩内務省出張所在勤申付候事 同
- 同 年三月廿六日
- 一 沖繩県御用掛兼勤申付候事 沖繩県
- 同
- 一 庶務課事務取扱申付置候事 同
- 同
- 一 中頭地方勝連間地與那城間切具志川間切越来間切

- 美里間切等へ鎮撫説諭トシテ巡回申付候事 同
- 同 年四月十七日
- 一 八重山及ヒ宮古島へ派出申付候事 同
- 同 年五月廿四日
- 一 沖縄県御用掛兼務差免候事 同
- 同
- 一 御用有之出京申付候事 内務省出張所
- 同 年六月十四日
- 一 依願免本官 内務省
- 同十三年十月廿八日
- 一 補十四等出仕 石川県
- 同
- 一 土木課申付候事 同

大隈が下野する明治十四年十月まで、職歴を追いたいところだが、記述はここまでである。ただ、明治十四年年六月調の『福井県職員録』には地理課十四等出仕として上田秀の名が載っている。

上田の履歴を見ると明治九年二月十三日に大蔵省から陸軍省へ移る際、等級が九等から八等に昇進していることが確認できる。本書翰はこのときのものと考えられる。上田は田村にとってかつて奥羽戊辰戦争とともに戦ったいわば戦友であり、その上田が、自らが所属する陸軍省に移るに際して等級を一等上げるように大隈に願い出たのであろう。以上から本書翰を明治八年二月十三日のものと推定した。



【事例11】

次に掲げるのは六月十八日付の大隈あて高崎五六書翰（早稲田大学大学史資料センター編『大隈重信関係文書』7、70  
8—1、早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」B二四七—五）である。

過日は昇堂乍例御妨仕申候。爾後御容体如何と頻りに御案闊奉申上候。何卒々々折角御保護專要に奉祈念候。然は其折倚願仕置候手代木云々、何分にも可然御工夫如何成難所にても敢て辞せざる積りに御坐候間、速に拝希之御処分偏に奉哀訴候。其節も奉申上候通憫然中尤憫然之人に御座候間、克々御諒察可被下候。今朝当人を直に差出候間、御多忙中不堪恐縮候へ共鳥渡御面会被仰付当人之情実御聞取奉願候。先者此旨右奉願度如此に御坐候也。

六月十八日

〔巻封〕大隈参議公閣下 高崎議官

差出人の「高崎議官」は筆跡から高崎五六と判断した（高崎五六については【事例8】参照）。

書翰は「手代木云々」につき速やかなる「御処分」を「哀訴」するものである。手代木とは手代木勝任（一八二六—一九〇四）のことであろう。そして、「御処分」とは就職の斡旋のように思われる。

まず、宛先が「大隈参議公閣下」となっているので、大隈が明治十四年十月十二日に参議を罷免され下野する前、さらには差出が「高崎議官」となっているので、高崎が左院に在任していた時の書翰ということになる。国立公文書館編『勅奏任官履歴原書』上・下巻によると、高崎は明治五年（一八七二）四月九日に中議官として左院に出仕、同年十月八日の左院の官制改革により二等議官となり、明治八年四月十三日の廃止まで同院に在職した。よって本書翰

は明治五年から明治七年までのものと推定される。

次に、手代木勝任の履歴を探る必要がある。手代木は会津藩士佐々木源八の子で手代木家を相続。文久二年（一八六二）以降、京都守護職であった会津藩主松平容保のもと、京都にあつて公用方として諸士と交わり、国事に奔走した。慶応四年（一八六八）の戊辰戦争の際は若年寄に昇進し、敗戦後は猪苗代に謹慎、ついで主君の実家である高須藩に幽閉された。手代木は明治五年に赦免された後、秋月悌次郎とともに左院に出仕するが、それ以降の官歴を手代木の墓碑銘（千阪高雅撰、岡山市中区東山墓地笹山地区に現存）から引用すれば次のとおりである。

五年二月始救罪、徴為左院少議生、更任香川県権参事、叙正七位、県廢、補高知県七等出仕、進権参事、兼七等判事、九年十月請罷官、十一年九月任岡山県川上郡長、後歴仕賀陽、西北條、東南條、東北條郡長、岡山区長、賜憲兵発布記念章、叙勲六等賜瑞宝章、叙従六位、二十七年官慶、特旨叙正六位

これで大まかなことはわかるが、しかし碑文だけに年月日ははっきりしないところがある。そこで手代木の履歴書を探したが、先の事例のようなまとまったものを見つけ出すことはできなかった。こうなると、様々な史料の中に散らばった手代木の職歴を拾い上げていくしかない。

まず、手代木が高知県・香川県に奉職していることから、両県の官員履歴を先の「府県史料」になかに探すと、「高知県史料」の六、十一（附録）、十六（附録）に官員履歴が収録されていることがわかった。それらを見ると、手代木は明治六年七月二十日に高知県七等出仕に補され、ついで明治七年一月二十一日に高知県権参事に任じられており、その後碑文にあるとおり七等判事を兼ねたようだが、明治九年四月二十二日に兼官を解かれ、同年十月五日には本職たる権参事も免じられている。これで高知県奉職時代の履歴はわかったが、それ以前の左院・香川県奉職時の任免年

月日はなお調査の要がある。

そこで参照したのが、「任解日録」という史料である。「任解日録」は、奏任以上の官職の任免を、年月日を追って編集・記載したものであり、現在明治元年から明治七年までの分を国立公文書館、明治元年から明治十七年の分を宮内庁書陵部が所蔵している（ここでは国立公文書館所蔵のものを使用）。この史料が便利なのは、ある一点の任命年月日がわかれば、前職は何で、いつそれに任命されたのか、さらには、その後どのような職につき、いつそれに任命されたのかまで追えることである。すでに明治六年七月二十日に手代木が高知県七等出仕に補されたことは確認されたので、ここを起点に「任解日録」によって職歴をさかのぼっていく。最初に「任解日録 自分明治六年七月 至同年二月 八」の明治六年七月二十日条を見てみる。すると、次のように記されている。

		①	
	補高知県七等出仕	七年二ノ十二日	②
	任高知県権参事	五年十一ノ五日	③
	元香川県 権参事	正七位	④
	青森県	手代木勝任	⑤
		直右衛門	

①は補記、②はこの日（明治六年七月二十日）任命された役職、③はこの後につく役職とその任命年月日、④は前職とその任命年月日、⑤は被任命者の貫属、氏名、通称である。これを見ると、手代木が前職の香川県権参事に任命されたのは明治五年十一月五日であったことがわかる。なお高知県権参事就任年月日は先の「高知県史料六」と異なっている。

さらに、さかのぼっていく。「任解日録 自明治五年八月 至同年十二月 六」で手代木が香川県権参事に任命

された明治五年十一月五日条を見ると次のようである。

廃県	六年二ノ廿日	任香川県権参事	六年七ノ廿日	五年五ノ九日	青森県
			補高知県七等出仕	一元少議生	
					手代木勝任
					直右衛門

これによると、前職の左院少議生に任命されたのが明治五年五月九日だったことが確認される。議生の職は明治五年十月八日の左院の官制改革に伴って廃されており、同月十四日に少議生一同は「黜陟」されている。このとき手代木については五等官に選挙するとの意見もあったが、実現しなかったようである（宮島誠一郎「壬申日記（乙）ノ部」〔早稲田大学図書館所蔵「宮島誠一郎文書」A三六一二、十月十四日条〕。

以上判明した明治五年から同七年までの手代木の履歴を整理すると次のとおりである。

明治五年五月九日	任左院少議官
明治五年十月八日	免官
明治五年十一月五日	任香川県権参事
明治六年七月二十日	補高知県七等出仕
明治七年一月二十一日（二月十二日）	任高知県権参事

本書翰の日付六月十八日からすれば、香川県権参事を罷免され、高知県七等出仕に補される間のものであることが推測されよう。以上から本書翰を明治六年六月十八日のものと推定したのである。

本書翰では高崎の周旋の結果、手代木が高知県に職を得たことがわかった。高崎と手代木の付き合いはおそらく幕末時の京都にさかのぼり、秋月悌次郎とともに手代木を左院に推挙したのも、当時、中議官であった高崎であろう。さらに、この後、高崎は岡山県令に就任すると、職を退いていた手代木を引き出し川上郡長に登用した。高崎は手代木を高く評価し、その進退に常に気を配っていたのである。

### 【事例12】

人物の履歴は地方の公文書館が所蔵する公文書類のなかにも見出すことができる。次に掲げる十二月十三日付大隈あて寺島宗則書翰（早稲田大学大学史資料センター編『大隈重信関係文書』7、820―12、早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」B九八―三三）はそのような史料を用いて年代が判明した例である。

今日も寒強弥々御壯健奉賀候。然著兼而願上置候肥後七左衛門事大久保へ御聞合之由に候処、同人より異論も無之旨及御答候旨伝承いたし、御多忙なから一下官に御用可被下候。同人も心待にいたし候趣に御坐候。右相伺置度如此御坐候。頓首

十二月十三日

書翰には差出・宛先とも明記されていないが、筆跡から差出人は寺島宗則であると考えられる。宛先は「大隈文書」のなかにある書翰ということで大隈重信とした。

肥後七左衛門の事について大久保（利通）にお聞きになってくださり、大久保も異存なき旨伝承しました、ついでに御多忙ながら肥後を「一下官」に御採用くださりたい、といった内容である。

年代を推定するためには、肥後の履歴が鍵となりそうである。文中に大久保利通の名があるので、少なくとも大久

保が暗殺される明治十一年（一八七八）五月十四日まで、本書翰の日付からすると明治十年までの履歴が必要である。肥後七左衛門（盛之）は薩摩藩の出身。薩摩藩主島津斉彬に重用され、洋式船の建造にも従事した。のち、幕府に召し出され、葦山代官江川英龍のもとで砲術を学び、また長崎のオランダ商館で造船術・砲術を修めたという。維新後は開拓使大主典等を務めていることが、国立公文書館のデジタルライブラリーやアジア歴史資料センターのホームページで検索した結果確認された。しかし、肥後のままとった履歴は見つけることができなかつた。

そこで北海道立文書館に肥後の履歴がないか問い合わせたところ、同館の閲覧担当の宮崎美恵子氏から回答を得た。宮崎氏からの返信によれば、同館には肥後の履歴が収録された公文書が数種類存在するという。返信には、このうち「判任官履歴録 乙 明治十五年改」（簿冊七二三七）をベースにした調査結果が示されていた。「判任官履歴録 乙 明治十五年改」によって明治十年までの肥後の履歴を記せば以下のとおりである。

鹿児島県士族

肥後平盛之

七左衛門

（戊辰四年）  
戊辰四月廿日

一大阪運上所吟味役助浪華丸乗頭申付候事

同十月

一依願免職

（明治三年）  
庚午正月十二日

一任 鉦山権大佐

同年五月十二日

一任 土木権大佑

同十二月（※「判任官履歴録

甲 明治十五年改」〔簿冊七三三四〕によれば二十日

一 免本官

同年同月同日

一 工部十二等出仕拜命

辛未五月十二日

一 任出納権大佑

同九月十三日

一 開拓使九等出仕拜命

壬申八月廿五日

一 任開拓権大主典

同年同月晦日

一 任開拓大主典

明治十年一月廿二日

一 廢官

同年同月廿九日

一 任開拓三等属

以上の履歴に照らして考えれば、本書翰は、その日付から明治三年に肥後が鉱山権大佑として工部省に出仕する前のものであることが推測される。

また、日本史籍協会編『大久保利通日記』第二巻の明治二年十二月七日条を見ると「今朝肥後子入来」とあり、肥後が大久保のもとを訪れていることが確認できる。おそらくこのとき肥後は自らの政府出仕について大久保に懇願したものと思われる。以上から、本書翰を明治二年十二月十三日のものと推定したのである。

#### 四 他の人物の書翰

年代推定の鍵は他の人物の書翰に隠されていることも少なくない。書面に登場する人物の書翰があれば、そのなかで日付の近いものを確認することがまずは重要になろう。このような作業を経たうえで年代が判明した例をいくつか紹介したい。

##### 【事例13】

以下に掲げるのは二日付大隈あて中井弘書翰（早稲田大学大学史資料センター編『大隈重信関係文書』8、880—21、早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」B二三四三）である。

明三日三字より無相違大久保氏江差越候様上野江も掛合置候付、何卒三字より私御供可仕候間無違御出駕奉祈候。此旨御通申上度候。以上



二日

〔巻封〕 大隈参議公閣下 中井大議生

差出人の中井弘（一八三九―一八九四）は薩摩藩の出身。天保九年十一月二十九日に薩摩藩士横山休左衛門の長子として生まれる。脱藩して京都に行き、坂本龍馬等と交わる。慶応二年（一八六六）、イギリスに密航、帰国後は宇和島藩に登用され周旋方として活躍した。明治新政府が発足すると神奈川府判事助勤、外国官判事として外交畑で活躍するが、明治二年依願免職のうえ帰郷、明治四年（一八七二）、兵部大録として政府に復帰し、以後、権少外史、左院四等議官、外務一等書記生、工部権大書記官、滋賀県知事、元老院議官、貴族院議員、京都府知事等を歴任。明治二十七年十月十日、京都府知事在職中に脳出血にて倒れて没している。

書翰は、明三日三時に大久保宅へ来るよう「上野」にも言っておいた、自分も同道するので必ず来て欲しいという内容である。書面にある「上野」とは、薩摩藩の出身で外務少輔等を務めた上野景範のことであろう。

まず、差出が「中井大議生」となっているので、中井が左院大議生のときに書かれたものであることがわかる。国立公文書館編『勅奏任官履歴原書』下巻によれば、中井の大議生在任期間は、明治五年三月十九日から同年十月七日（十月八日に薨じ）までである。よって、本書翰は明治五年四月から同年十月のあいだに書かれたものということになる。

次に大久保の足取りを追う必要がある。書面から大久保が東京の自邸に居ることは明らかである。大久保は、明治四年十一月に岩倉使節団の副使として横浜を出航したが、条約改正信任状を得るために、明治五年の一時期、伊藤博文とともにアメリカから帰国している。書翰はそのときのものであろう。このときの大久保・伊藤両名の足取りを勝

田孫弥『大久保利通伝』下巻(同文館刊)によって追えば、明治五年二月二十二日にワシントンを発ち、三月二十四日、東京帰着、条約改正について協議した後、五月十七日に英国駐劄大弁使寺島宗則を伴い、再びアメリカにむけて横浜を出帆する。以上から本書翰の年代は明治五年四月か明治五年五月に絞られた。

はたして四月なのか、五月なのか、それを決めたのが、明治五年四月四日付の大隈あて伊藤博文書翰(早稲田大学大学史資料センター編『大隈重信関係文書』1、125―35、早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」B五二―)である。これを見ると冒頭に「昨夕大久保氏にて拝青之節」とある。昨夕とは、すなわち明治五年四月三日。本書翰が言う大久保邸での会合とはこのときのものであろう。以上から本書翰を明治五年四月二日のものと推定したのである。

#### 【事例14】

以下は九月七日付大隈あて野村盛秀(宗七)書翰(早稲田大学大学史資料センター編『大隈重信関係文書』8、1007―2、早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」B二六七―)である。

楠氏も唯今入来に付早々御光来可被下候。以上

九月七日

「巻封」大隈八太郎様 野村宗七

差出人の野村盛秀(一八三一―一八七三)は薩摩藩の出身。天保二年(一八三一)三月三日、野元綱元の子として生まれ、のちに野村家の養子となった。慶応三年(一八六七)、薩摩藩がパリ万博へ参加するに際しては、使節団の一員

としてフランスに渡る。維新後は長崎裁判所判事、外国官判事、長崎県知事、日田県知事、埼玉県令を歴任。埼玉県令在職中の明治六年（一八七三）五月二十一日に没する。

書翰は、「楠氏」もただいま来たので、早急にお越し頂きたいという内容である。では、ここでいう「楠氏」とは誰のことか。念頭に浮かんだのは楠本正隆（平之允、一八三八～一九〇二）である。楠本は大村藩出身で、維新後新政府に出仕、長崎府判事を皮切りに、外務大丞、新潟県令、内務大丞、東京府知事、元老院議官等を歴任した。そこで、「大隈文書」にある大隈あて楠本書翰に一通り目を通したところ、彼が長崎府判事であった、慶応四年（一八六八）九月七日付の書翰（早稲田大学史資料センター編『大隈重信関係文書』4、453―3、早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」B一七三）が、本書翰の年代を推定するうえでの重要な鍵となった。この書翰には、「今日（九月七日）は御約束通四時より野村宅へ出会之期相約置候。無間違御足労可被下候」との文言がある。これは本書翰の内容的に合致するものである。さらに、このとき長崎に滞在していた佐佐木高行（三四郎、当時、鎮将府判事）の日記『保古飛呂比』（東京大学史料編纂所編、東京大学出版会刊、第三巻）の慶応四年九月七日条を見れば、「午後三字ヨリ野村宗七・大隈八太郎（重信）・楠本平之允・吉井源馬（正徳）・林亀吉来ル、彼英人暗殺下手人探索一件相談」とあり、この日、長崎県知事の野村宅に大隈・楠本・吉井・林・佐佐木が集い、慶応三年七月におこったイギリス軍艦イカルス号水夫殺害事件の下手人の探索について話し合われたことが確認された。以上から本書翰を慶応四年九月七日のものと推定したのである。

### 【事例15】

先の二件は「大隈文書」から関連書翰が見つかった例だが、もちろん手掛かりとなる書翰は大隈以外の人物の関連文書のなかにも見出される。以下に掲げる九月十八日付の大隈あて野村盛秀書翰（早稲田大学史資料センター編『大

隈重信関係文書』8、1007-16、早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」B二七六三はそのような書翰から年代が判明した例である。

敬呈 先日奉伺候処折柄御不在残憾仕候。小松一条に付而は一方ならざる御配意を相懸候のみならず、ハークス江此末御応接被遣候旨愛甲江被仰聞懇切不知所謝也。何とそ宜布奉拝折候。右は五代愛甲より追々承知之次第も有之、又々参上可奉願処遠方懸隔乍思不埒仕候。宜布御宥恕是願ふ。勿々

九月十八日

〔巻封〕大隈老爺閣下 野村拝

差出人の「野村」は筆跡から野村盛秀と思われる（野村盛秀については【事例14】参照）。

「小松一条」について、大隈から一方ならぬ配慮を被ったばかりか、大隈がパークスとも応接してくれたことを「愛甲」から聞いた野村は、大隈に書を致して謝意を述べ、自分は遠方にあつて直接挨拶することは叶わないが、この件では今後ともよろしく願いたいと依頼している。書中には「五代愛甲より追々承知之次第も有之」とあるので、「愛甲」とともに五代友厚も、この「小松一条」に関わっていたことが窺われる。そこで日本経済史研究会編『五代友厚伝記資料』第一巻（東洋経済新報社、一九七一年）所収の書翰を調査したところ、本書翰と関連があると思しき書翰を見つけた。明治三年十月十九日付五代友厚あて吉井友実書翰である。そこには次のようにある。

小松従四位死去後、東京へ段々取散旁の一条有之、愛甲新助相頼上京の折、大熊<sup>徳</sup>・宇和島公拝謁、病中相尋被下候御札旁申上

候処、小松事も、是迄多年、京師ヨリ打続入費過分ニ相及や聞及、内実の次第御尋相成、不止得、内頼申上候得ば、おのづから、夫程位いの入費ハ事前ニ付、大蔵省より御賞典引当を以、六千両十五ヶ年御上納拝借被仰付候様、可取計候間、則、願書さし出候様、御差函ニスガリ拝借仕申候。

これによると、小松帯刀の死後（明治三年七月二十日没）、小松家の家幸愛甲新助が上京し、小松への病氣見舞いの謝礼かたがた大隈と伊達宗城を訪ねたが、その際、大隈は、京都への出費（妾琴およびその子安千代の養育料等）が嵩んだことについて心配して愛甲に尋ねており、大蔵省から小松の賞典禄を抵当として十五ヶ年賦で六千両を貸与するよう取り計らうので願書を提出せよと愛甲に指示している。本書翰がいうところの「一方ならざる御配意」とはこのことではなからうか。以上から本書簡を明治三年九月十八日のものと推定したのである。

## 五 さつまざま年代推定法

当初、この原稿を書くにあたって、私は、年代推定をある程度方式化し、年代推定法らしきものを提示しようと考えた。しかし、過去に自分が担当した書翰の年代推定の資料を見返すと、方法はケースバイケースで、そこに法則を見出すことは難しかった。そこで、ここでは普段の研究では関心が及ばない要素が決め手となって年代が判明したケースや、試行錯誤の末に年代が判明したケース等を紹介することとした。

## 【事例16】

歴史小説の大手であった吉村昭は、歴史学者にも劣らぬ綿密な史料調査に基づき作品を描き出したことで知られる。その吉村は田中彰との対談において、『桜田門外ノ変』を執筆していたときのことを語っているが、吉村の言によれば、同作でもっとも悩んだのは、水戸藩士が大老井伊直弼を襲撃した当日、いつ雪がやんだのかということであったそうである（田中彰編『日本の近世18 近代国家への志向』（中央公論社）の「月報」）。吉村はこの点にこだわり徹底した調査を行った。田中はこの吉村の言葉を印象深く記憶し、のちに吉村の『天狗争乱』（文庫版、新潮社）の解説を書く際、そのエピソードを紹介した。そして、「歴史研究者は、井伊の従者たちが、雪のため刀の柄に覆いをかぶせていたことには注目するが（その結果、襲撃への対応が鈍かった）、雪の止んだ時刻にまでは思いは及ばない。そこに研究者と作家としての氏の着眼点とのちがいが象徴されている」と述べている。

しかし、研究者であっても天候に思いを致さねばならない場合がある。それが書翰の年代推定を行うときである。以下では、『大隈重信関係文書』において、天候が決め手となって年代が判明した例を紹介したい。二十八日付大隈あて中井弘書翰（早稲田大学大学史資料センター編『大隈重信関係文書』8、880―32、早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」B二〇四一八）である（中井弘については【事例13】参照）。

今日者横須賀行御供可仕之処、兼而風雨に而者甚難洪之儀遠武より承候次第に而已に今朝は川村も齒痛に而御供難仕との趣申来候。依而好天氣を認め出張候方可然と奉存候故今日は取やめ他日御供仕度、此段至急申上置候。しかし吉原強而風波を厭はず出張候は、致方無御座、万々今日者御取やめ之方可然と存候。頓首

廿八日

弘拝

今日、横須賀行きの手定であったが、折柄の風雨であり、さらには「遠武（秀行）」から聞くところによれば、「川村（純義）」も歯痛で難渋しているというから、好天気を見計らい出張するのがよかろうかと思う、「吉原（重俊）」が風雨を推して出張するといったら仕方ないが、とりあえず本日の横須賀行きは取りやめとされたい、このような内容の書翰である。

まず、文中に川村純義（薩摩藩出身、参議、海軍卿を務める）の名が見えるので、「大隈文書」のなかにある大隈あて川村書翰に目を通したところ、七月二十七日の日付がある書翰（早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」B二二二―二二）に「廿八日より横須賀江御出張に付御供可致候儀御約束申上候処、今朝より歯痛に而得罷越不申候間、甚乍遺憾御断申上候」と記されていた。これは本書翰の内容と一致する。しかし、すでに刊行を見ていた早稲田大学大学史資料センター編『大隈重信関係文書』4では、この川村書翰は年代不明とされていた。したがって、ここでわかったのは七月という月までである。年代に関しては、なおも調査を進めねばならなかった。

年代を推定するには、最初に年代幅を定める必要がある。文中には遠武秀行の名がみられるが、横須賀海軍工廠編『横須賀海軍船廠史』（原書房、明治百年史叢書一七〇）によれば、海軍秘書官兼主船助だった遠武が横須賀造船所長になったのは、明治九年八月八日のことである。その後、明治十一年一月十八日に、中牟田倉之助の所長就任によって同所次長に退き、明治十三年十一月二十九日には、次長を免ぜられている。本書翰は遠武が横須賀造船所在勤中のものと考えられるので、年代幅は明治十年から十三年に絞られた。さらに、このうち明治十年は西南戦争のため川村が九州に出征中なので除外される。

次に注目したのが「兼而風雨に而者甚難決」という文言である。この日は悪天候であったことが窺われよう。そこで日本史籍協会編『熈仁親王日記』第一、二巻によって、明治十一年から十三年までの七月二十八日の東京の天候を確認したところ次のような結果が得られた。

「二十八日△ 快霽」（明治十一年七月二十八日条）

「二十八日壬子 陰天」（明治十二年七月二十八日条）

「二十八日戊午 晴 翌早朝遠雷二声アリ雨風不定」（明治十三年七月二十八日条）

本書翰と天候が一致するのは明治十三年のみである。よって、本書翰を明治十三年七月二十八日のものと推定したのである。

### 【事例17】

研究において普段目を向けない要素が、年代を推定する際に重要な鍵となるという意味では体調もそうである。次に掲げる十二日付大隈あて中山信彬（九郎）書翰（早稲田大学大学史資料センター編『大隈重信関係文書』8、930—1、早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」B三二五—四）はその一例である。

近日は御見舞をも不申上失敬罷過候。今日は民部省より神祇官大藏省辺迄諸用相弁度奉存候条、乍例御馬昼比迄拝借被仰付候義は不相叶間敷や。只今參上御相談可仕之処用人有之追々遅刻相及候に付、以書中御相談申上候。午後は必ず御見舞申上候積



りに御坐候。草々頓首

十二日

〔巻封〕大隈先生至急内用 中山九郎

差出人の中山信彬は佐賀藩の出身。新政府が発足するや、長崎県大参事、兵庫県大参事、兵庫県権知事を歴任し、明治四年には岩倉使節団の一員として渡欧する。帰国後は、外務省に転じ、外務五等出仕、外務権大丞を務めて明治九年に下野した。十年二月に、西南戦争が勃発すると、政府から御用掛に任じられ、楠田英世とともに郷里佐賀に下向、士族たちを慰撫する。十一年、大阪株式取引所頭取に就任。明治十六年、長崎県養父郡から出馬し、県会議員に当選するも、翌十七年二月十八日、東京芝桜町の自宅で没した。

書翰は、民部・大蔵省、神祇官等で用を済ませたいので昼頃まで馬を拝借できないか、今すぐ参上して相談すべきところだが、客人が参り遅刻するので、まずは書面で御相談申し上げる次第である、という内容である。

さて、書翰の文中に「民部省」「神祇官」の文字が見える。民部省は明治二年七月八日に設立され、明治四年七月二十七日に廃された。一方の神祇官はやはり明治二年七月八日に設立され、明治四年八月八日、神祇省に改められている。ここから、本書翰の書かれた時期は明治二年七月から明治四年七月に絞られる。

この間、差出人の中山は長崎県大参事（明治元年十一月四日～明治二年正月六日）、兵庫県大参事（明治二年～十二月二十六日～明治三年閏十月七日）、兵庫県権知事（明治三年閏十月八日～）を歴任しており、基本的には東京にいないが、「今日日は民部省より神祇官大蔵省辺迄諸用相弁度奉存候」と文中にあることからこのときは東京にいたことがうかがえる。

では、明治二年七月から明治四年七月のあいだで、中山が上京していたのはいつか。様々な人物の日記にあたってみたところ、広沢真臣（当時参議）の「公用備忘録」（日本史籍協会編『広沢真臣日記』、原本は国立国会図書館憲政資料室所蔵「広沢真臣関係文書」と佐佐木高行（当時刑部大輔）の日記『保古飛呂比』に中山の名を確認することができた。広沢の「公用備忘録」に中山が登場するのは明治二年十月十七日条で、そこには「長崎大参事（山ノ下）中島九郎出府、渡辺（邦）弾正大忠御内命邪徒御処置一件取調らへ罷越候事」と記されている。ここから、当時、長崎県大参事だった中山が、弾正大忠渡辺昇の命をうけて浦上信徒事件の取り調べのため上京していたことがうかがえる。また、『保古飛呂比』（東京大学史料編纂所編、東京大学出版会刊、第四巻）では、明治二年十月十九日条と十月二十二日条に中山が登場する。

しかし、中山がいつ出京したのかわからないだけに、これだけで、本書翰を明治二年十月十二日のものと確定するのはなお心許ない。もう一押し欲しいところである。そこで私が注目したのが「近日は御見舞をも不申上失敬罷過候」、「午後は必ず御見舞申上候積りに御座候」という文言である。これらから、この書翰が書かれたとき、大隈が病気が怪我をしていたことがわかる。そこで、本書翰と近い日付で大隈が病気が怪我であったことを窺わせる書翰はないかと、過去に刊行された早稲田大学大学史資料センター編『大隈重信関係文書』を繰ってみたところ、4巻所収の明治二年十月五日付大隈あて楠田英世書翰（早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」B三三四―七）に「其後は御無音只今御痛所如何、漸々御快気と奉存候」というくだりを発見した。これは本書翰の内容と一致する。以上から、本書翰を明治二年十月十二日のものと推定したのである。

### 【事例18】

年代推定をするにあたっては、年代を解く鍵を文中に見付け、詰めていくというのが常道であるが、それが見出さ

れない場合、あつても詰められない場合は消去法によつて年代を絞り込んでいくほかない。以下はそのようにして年代が判明した例である。四月二十二日付大隈あて中井弘書翰（早稲田大学史資料センター編『大隈重信関係文書』8、880―24、早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」B二〇五―六）である。

明第四字不誤期限左之人員を催度候間、御承知被下度奉願上候。以上

大久保 寺島 伊藤 大原 上野 渋沢 三浦 山県 西郷 吉井 得能 松方 中井 野村

四月廿二日

〔巻封〕大隈公閣下要用御親披 中井弘拝

明日（四月二十三日）に大久保（利通）・寺島（宗則）・伊藤（博文）・大原（重実）・上野（景範）・渋沢（栄一）・三浦（梧楼）・山県（有朋）・西郷（従道）・吉井（友実）・得能（良介）・松方（正義）・中井（弘）・野村（盛秀？維章？）が集まるので御来臨いただきたいという内容である。

ここで中井が招待した「人員」のなかに渋沢栄一の名があるが、顔ぶれを見るとみな在官者のようなので、渋沢の在官時のものと考えられる。日本史籍協会編『百官履歴』下巻によれば、渋沢は明治二年十一月四日、大蔵省租税正として新政府に出仕し、明治六年五月十四日に大蔵少輔の井上馨とともに辞表を提出、以後、実業家に転身している。よつて、明治三年から明治六年の間のものということになる。

次に会合に出席した人物たちはこのとき東京にいたと考えられるので、この線から各年の可能性を探ってみよう。

明治三年は中井が鹿児島におり、選択肢から除外される。中井の明治初年の足取りを追えば次の通りである。中井は、

明治二年七月六日に外国官判事を辞したのち、ほどなく鹿児島へ帰藩の途につき、七月二十四日、大坂に到着（明治二年八月六日付大隈重信あて中井弘書翰〈早稲田大学史資料センター編『大隈重信関係文書』8、880—16、早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」B二〇五—一〉）、九月二十六日に大阪を出帆し、鹿児島に到着したのは十月一日頃である（明治二年十月十四日付大隈重信あて中井弘書翰〈早稲田大学史資料センター編『大隈重信関係文書』8、880—17、早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」B二〇三—二〉）。明治三年の八月から九月にかけて一度上京したものの（日本史籍協会編『大久保利通日記』第二巻）、短期間で鹿児島に帰り、再び上京するのは明治四年四月十三日のことである（明治四年四月十五日大隈重信宛中井弘書翰〈早稲田大学史資料センター編『大隈重信関係文書』8、880—20、早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」B二〇四—五〉）。

明治四年は上野景範がイギリスにおり、これもありえない。国立公文書館編『勅奏任官履歴原書』上巻によれば、上野は明治三年六月十七日に弁務使として渡英するよう命ぜられ、帰国するのは、翌四年八月十二日である。

明治六年は大久保と伊藤が外遊中で、これもありえない（兩名は岩倉使節団の副使として明治四年十一月十二日出国、一時帰国を経て、大久保は明治六年五月二十七日に帰国、伊藤は同年九月十三日に帰国）。

以上から本書翰を明治五年四月二十二日のものと推定した。**【事例13】**で見たように、このとき岩倉使節団の副使の大久保と伊藤は、アメリカから一時帰国中であった。そして、五月十七日に大弁務使として英国に赴任する寺島宗則を伴い、アメリカに引き返している。「人員」の冒頭に大久保・寺島・伊藤の名があり、また、在米中の駅通頭杉浦讓にあてた明治五年四月十八日付の書翰（勝田孫弥『大久保利通伝』下巻）で大久保が「当月下旬印度海郵船便二ハ発途相調可申候」と書いていることから、会合は彼ら三名の送別会だったと考えられる。

## 【事例19】

ときに、同一人物からの複数の書翰を関連づけることにより、年代が一気に判明することがある。以下の田中光儀の一連の書翰の場合がそうである（田中光儀については【事例7】参照）。

まずは七月二十六日付の大隈あて田中書翰（早稲田大学史資料センター編『大隈重信関係文書』7、772―7、早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」B三四八―八）である。

参殿仕候処横浜御出張中に付、二三条左に陳述仕置候。

- 一 勢州八田山より金銀出候趣兼而承居候処、此程加納遠州江面会経験実情を得申候。拜謁之筋建言可仕候。
- 一 此瓶中之銀沙者愚弟太陽寺順叔メリケン之カリホルニヤに而目撃、同品に付此程試吹仕候処余程之銀氣に有之、現に東京に産し候銀沙に御座候。此程外之手より岩倉殿下へ差出置候よし。可相成者尊公様御手に而試吹御取掛相成様仕度奉存候。
- 一 永井肥前方より濃州加納江金子差立糸茶差廻し方取計、且撰州領之寒天をも藩主の手に而外國人へ売渡し拜借之分者洋銀にて上納いたし、御かけを以藩之潤ひにも相成候様仕度候間、御貸下げ之儀多少に不拘出来候様尊公様之御徳沢奉蒙度段永井氏より噂御座候。可然奉願候。私之見込者つまり札を以洋銀へかゆる之儀御手配り之一つと奉存候間、速に御聞届相成候方可然哉奉存候。

一 先頃入尊覽候銀五貫目者町人に買人有之候へ共、何卒新貨幣御吹立入用に御買上相成候方可然奉存候。

一 越後国草生津之土を新潟へ下し油に製し東京へ積廻し候は、ガスランプ之かわりをなし可申奉存候。

右者拜謁之節猶可奉申上候へ共概略申上置候。就中永井へ者御早く御沙汰被成遣度奉存候。此度之御出張者悪金之御所置第一と奉存候。此後悪金銀外國人之手に不渡様之御所置者不容易御苦心と拝察仕候。御帰府之上得拜謁万縷可奉申上候。誠恐謹言

七月廿六日

「巻封」拜啓 田中廉太郎

年代を推定するにあたって最初に年代幅を定めよう。末尾に「御帰府之上得拜謁万縷可奉申上候」とあるので、このとき田中は東京（江戸）にいたことがわかる。明治七年十一月提出の「田中光儀手記」（東京大学史料編纂所蔵、四一四四―四九四）によると、新潟奉行代理だった田中が新潟から江戸に帰還したのは慶応四年（一八六八）八月中旬だというから、これ以降のものということになる。これが上限である。

下限はどうか。三つめの一つ書に「御かけを以藩之潤ひにも相成候様仕度候間」という表現がある。ここから、本書翰は明治四年七月十四日の廢藩置県以前のものとわかる。以上によって、年代は明治二年か、三年にしぼられた。それでは二年と三年のいずれであろうか。冒頭に「横浜御出張中に付」とあり、この書翰が書かれた時点で大隈は横浜に出張していたことがわかる。日本史籍協会編『木戸孝允日記』第一巻の明治二年七月二十八日条を見ると「大隈・森寺（肥前守）・田中邦之助（不二齋）来訪。大隈は今日横浜より帰る」とあり、この日、大隈が横浜から東京に戻ったことが窺える。これは本書翰の内容と一致する。よって、本書翰は明治二年七月二十六日のものであることが判明した。

この推定が正しいことは、三つ目の一つ書きの内容からも裏付けられる。当時、加納藩知事の永井尚服（肥前守）は、国許から生糸や茶、さらには摂津の飛地領からも寒天等の国産品を回送し、自らの手で外国人に売却して藩の利潤にしようとしていたようで、これについて政府から多少なりとも資金の貸与があるよう、田中を通じて大隈に斡旋を兼ねていた。文面に国許から生糸や茶を「差廻」すところから推して、このとき永井尚服は東京にいたことが窺える。「華族家記 全 永井尚服」（国立公文書館所蔵、二A―三二一・家二五三）によると、天皇の東京再幸をうけて同地の警衛を命じられた尚服は、明治二年二月二十四日に国許を出立し、三月五日、着京、八月二十七日に帰藩の途に

ついでに。よって、明治二年七月二十六日時点で尚服は東京にいたことになる。

そして、この三つ目の一つ書が鍵となって八月三日付と八月二十一日付の大隈あて田中書翰の年代も判明したのである。八月三日付書翰（早稲田大学大学史資料センター編『大隈重信関係文書』772―8、早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」B三四八―九）は次のようにある。

一昨夕者別而御懇遇を蒙り、御夜食御相伴等仕奉感激拝謝候。其節申上置候内之仁物一人明朝罷出候様申談、此添書相渡申候。不苦候は、御逢被下候而、出納之算計旧記之鈔録取調等被命候は、任に堪可申、質朴遲鈍之者候御座候。愚弟順叔之方に属し居候得共、御手許にて御使役相成候は、直に御差置被下候而もよろしく、於何方も故障無御座候。即右之者に只今手みせの別紙揮毫いたさせ備尊覧申候。誠恐謹言

仲秋三日

追啓永井之意中者今夕承り明夕可奉申上候。頓首

「巻封」 大大蔵大輔様尊下 田中廉太郎

注目すべきは「追啓」の一文である。田中は「永井」の意中を聞いた上で明日夕方には報告すると大隈に述べている。「永井」とは永井尚服のことであろう。ここから先の七月二十六日付の書翰と一連のものであることが窺える。なお、先に確認したとおり明治二年八月三日の時点では尚服はなお東京に滞在中である。

つづいて、掲げるのは八月二十一日付の書翰（早稲田大学大学史資料センター編『大隈重信関係文書』7、772―11、早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」B三四八―一二）である。

新田開発之儀者開国之一美事に付、旧幕に而も開発取扱候役人之惣督江高入之内を以加増高遣し候仕来に付、先夕奉申上候飯沼之開発より先つ尊君様御尽力被遊、右御高之内御受領被遊候様仕度、乃ち永久天朝之御ため筋に付其下働者私儀も努力仕度奉存候。○永井事来る廿五日頃濃州江出立仕候様子に付、其以前御決定相成候様影ながら奉折候。随分御恩徳蒙り居候は、可然仁物と奉存候。恐惶謹言

八月廿一日

〔巻封〕両太輔様閣下 田中廉太郎

後半二行で、田中は、「永井」が八月二十五日に美濃に帰る予定なのでそれまでに決定ありたいと催促している。

この「永井」はやはり永井尚服と考えられ、明治二年八月二十七日に尚服が東京を出立したという先の永井尚服の家記の記述に照らせば、本書翰もまた先の七月二十六日付書翰と一連のものであることがわかる。ちなみに差出の「両太輔様閣下」は二人の大輔という意味ではない。大隈はこれより先の八月十一日の民蔵合併よって、民部と大蔵の大輔を兼ねることとなった。したがって「両太輔」と民部・大蔵大輔のことであり、「両太輔様」は大隈一人を指す。

以上のようにして七月二十六日付、八月三日付、八月二十一日付の書翰が明治二年のものであることが判明したが、これらの書翰と関連づけることにより、さらに三通の書翰の年代が判明した。一通目は六月二十五日の日付を持つ大隈あて田中書翰（早稲田大学大学史資料センター編『大隈重信関係文書』7、772―5、早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」B三四八―六）である。



右者見本奉差上候間、金札を以御買上御取計之上新貨幣之内江御差加被遊候方可然哉奉存候。

右之外にも同種之銀若干有之、つまり楮幣を以御買上出来可申哉と奉存候間極而御ため筋之儀と奉存、此段至急申上候。頓首

六月廿五日

猶々別紙大略建言之趣も有之、御帰府早々拜謁之上言上仕度候間、御帰り之趣御家来より御しらせ御座候様仕度、左に宿所認置申候。

小川町水道橋内 田中廉太郎

書翰冒頭で、田中は、銀五貫目の見本を差し上げるので金札をお買い上げのうえ新貨幣鑄造の地金に加えるのがよいかと思うと述べている。これは七月二十六日付書翰にあった四つ目の一つ書（先頃入尊覧候銀五貫目者町人に買入有之候へ共、何卒新貨幣御吹立入用に御買上相成候方可然奉存候）と内容的に一致する。よってこの書翰を明治二年六月二十五日のものと推定した。

二通目は明治二年八月五日の日付のある以下の書翰（早稲田大学大学史資料センター編『大隈重信関係文書』7、772—9、早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」B三四八一—〇）である。

益御勇健被遊御座奉恐賀候。然者秋山復太郎と申者実父者聊蓄へも有之活計差支無之者に付、月給等者当分不賜候共よろしく候に付、先つ御手許に而算筆之事に御使役被成下、或者享保度之律籍取調等被命候は、必御用弁可相成、仮令者昨朝之広野物之員数を誦する時者、今日之秋山算籌を弾きこれを互ひに替らしめ候は、會計之調へは必撈取可申、先つ御試之上追而相当之処江御用ひ相成候様仕度、意中別紙に認させ本人差出申候。恐惶謹言

八月五日

〔巻封〕 大大藏大輔様閣下 田中廉太郎

田中は、算術巧者として秋山復太郎を大隈に推薦し、当面月給がなくてもかまわないので秋山を登用し「享保度之律籍取調等」を命ずれば、必ずや用に立つであろうと述べている。この書翰と、先に掲げた八月三日付書翰とは内容的に一致することがわかるであろう。八月三日付書翰でいうところの「其節申上置候内之仁物一人」こそが秋山なのである。以上からこの書翰を明治二年八月五日のものと推定した。

三通目は八月十一日付の書翰（早稲田大学大学史資料センター編『大隈重信関係文書』7、772―10、早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」B三四八―二）である。

覚

- 一 南嶼小議 一冊
- 一 伊豆海島志 二冊
- 一 伊豆海島風土記 三冊

御手許へ右書類奉捧候。御返却に者およひ不申候。且新田開発其外品々奉申上度趣御座候間暫時間拜謁奉願候。恐惶謹言  
八月十一日

〔巻封〕 口上書 六冊添 田中廉太郎

この書翰で注目すべきは「新田開発其外品々奉申上度趣御座候間暫時間拜謁奉願候」の一文である。新田開発につ

いては先の八月二十一日付に詳しく触れられている。八月二十一日付書翰では、前日の二十日の会見で飯沼の開發について田中が大隈に進言したことが窺われた。八月十一日時点では詳しく話すことができなかつた新田開發について八月二十日の会見では改めて話題に上せたのである。以上のようにしてこの書翰を明治二年八月十一日のものと推定した。

こうして一連の書翰を見ると、明治二年八月頃の田中は、幕府の若年寄も務めた永井のために彼と大隈とのあいだを取り持つと同時に、新貨幣鑄造を見越しての銀塊の献上、算術巧者の推薦、新田開發の進言等を通じて積極的に自らを大隈に売り込んでいることがわかる。このような努力が実つてか、この後、明治二年八月二十八日に大蔵省監督大佑としてはじめて政府に出仕することになるのである。

## 六 別紙

『大隈重信関係文書』の年代推定にあたっては、別紙を搜索するという作業もそれに伴つた。というのも、「大隈文書」は卷子に仕立てる等、整理の段階で書翰から別紙が切り離されてしまつており、原秩序が完全に破壊されてしまつているからである。これを復元することが編集の段階で求められた。今や早稲田大学図書館のホームページの古典籍総合データベースで「大隈文書」をキーワード検索できるようになつたので、ひとところに比べれば随分と便利になつたが、それでも別紙の探索はしばしば難航を來たした。そこで、いかに別紙を探し出したのかを、以下いくつかの事例をもとに示したい。

## 【事例20】

別紙が如何なる内容のものであるかは、書翰の文中に示されていることが多い。しかし、時に文中に全く手掛かりがない場合もある。以下の七月十六日付大隈あて中井弘（弘蔵）書翰（早稲田大学大学史資料センター編『大隈重信関係文書』8、880—15、早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」B二〇五—八）は、そういったケースである（中井弘については【事例13】参照）。

別紙之通申来候間、若御閑暇にも被為在候は、そろ／＼と出掛御供仕度、大久保氏来会と奉存候間此旨奉願上候。以上

七月十六日

「巻封」大隈公 中井拜

別紙のとおり言ってきたので、もしお暇ならお供するので足をお運びいただきたい、場所は久保（利通）氏の宅と思われるので、御出席いただきたいとの内容である。別紙がどのような内容のものなのか、文面からほとんど窺い知ることができない。ともあれ、別紙の問題に移る前に、本書翰の年代推定を行っておこう。

まず、年代幅だが、大隈と久保・中井との交流が生じたのは明治新政府発足後と考えられるので上限は慶応四年（一八六八）、久保は明治十一年（一八七八）五月十四日に東京紀尾井坂にて暗殺されているので下限は明治十年といふことになる。

このなかでさらに年代を絞り込んでいく。慶応四年は七月十六日時点で、久保は京都（日本史籍協会編『大久保利通日記』第一巻）、大隈は横浜（『東久世通禧日記』上巻）にいる。したがって、両者は今日言っているような情況

下にはなく、選抜肢から除外される。

明治五年は大久保が岩倉使節団の副使として洋行中で日本を離れており〔事例13〕、〔事例18〕参照)、これも除外される。

明治六年と明治八年は中井が渡英中(一回目は明治六年二月十七日出国、同年十一月十一日帰国、二回目は明治七年十月十一日出国、明治九年五月八日帰国)なのでありえない。

明治十年は大久保が京都(明治十年二月十四日と同年八月三日の『読売新聞』によれば、二月十三日に横浜出港、八月二日に東京帰還)、大隈が東京にいたのでやはりありえない。

ここまでで年代は明治二年、三年、四年、七年、九年に絞られた。そこで、大久保の日記により、これらの年のうち、七月十六日に大久保・中井・大隈が会った年はないか確認したところ、明治二年七月十六日条に、中井(七月六日に外国官判事を依願免職)と吉井友実(幸輔、薩摩、当時軍務官判事)が大久保宅を訪問したとの記述(吉井、中井来ル)が見られた。大隈は何らかの用事があつて中井の誘いを断り、大久保宅での会合に出席しなかつたのであろう。

さて、問題の別紙である。内容からは探索することが不可能なので、七月十六日という日付を手掛かりに古典籍総合データベースを用いて「大隈文書」を検索したところ、以下の書翰が見つかった。七月十六日付中井弘あて吉井友実書翰(早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」B二四八一―二二)である。

今日こそ本まの休日也。ぶたも参候ま、御出掛被成ましくや。大隈先生も御隙中には無之哉。此旨得貴意候。以上

七月十六日

「巻封」 中井弘藏様 吉井幸輔

本日は本当の休日である、「ぶた(不明、芸妓か)」も来るのでお出でいただけませんか、大隈先生はお暇ではないか(お暇なら御出席賜りたい)、との内容である。吉井は明治二年七月十六日に中井とともに大久保宅を訪れた人物である。吉井から大隈ともども大久保宅での会合に出席するよう誘いを受けた中井は、吉井の書翰をすぐさま大隈に転送したのである。以上から、この七月十六日付中井あて吉井書翰を先の明治二年七月十六日付大隈あて中井書翰の別紙としたのである。

### 【事例21】

実は書翰の別紙は必ずしも一通とは限らない。複数存在することもままある。それでも、書翰の文面から複数の別紙が付随することがわかる場合はまだよい。そうでない場合は別紙を見落としてしまいがちである。次に紹介するのはそのような例である。まず、本文であるところの三月二十五日付大隈あて中井弘書翰(早稲田大学史資料センター編『大隈重信関係文書』8、880—12、早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」B二〇三—六)を以下に掲げよう(中井弘については【事例13】参照)。

別紙之通東久世殿より被仰遣候処、兔角行政官并刑法官東京府知事より夫々取調早速御手を付られ候様明朝御決定被下度。僕等は公使に対し面皮更に無御座外国官之職掌も立兼候次第、何分開鎖一方に御決定相成候方可然と奉存候間、自然一方に御決定相成候は、何分とも必死を尽し可申、只今通に而者曖昧之御処置は一切目的相立不申に付、何分行政官又は刑法官之諸先生

方公使江御面謁相成候方可然と奉存候。一同列席ならでは迎も外国官より申立候とても虚喝に歸し施行難相成、此旨早々奉得貴意候。以上

三月廿五日

〔巻封〕大隈四位殿要用 中井弘藏

内容は次のとおりである。「東久世（通禮）殿から別紙のとおり言ってこられた。行政官・刑法官・東京府の知事からそれぞれ取り調べに着手されるよう明朝には御決定いただきたい。私はイギリス公使に対して面目が立たず外国官の職掌も全うできないような始末である。「開鎖」の一方に御決定になれば、当方はどのようにも尽力するつもりである。今のように曖昧の御処置では解決のめどは立たないだろうから、何分にも行政官または刑法官の諸先生方には公使と面会する方がよろしいかと思う。一同列席のうえでなくては外国官から何を申し立てようとも公使から恫喝されるだけで如何ともしがたく、この旨御理解いただきたい」と。

まず、本書翰の年代を確定させておこう。文中には「行政官」「刑法官」「外国官」とある。これらは、慶応四年閏四月二十一日の政体書に基づいて創設されたものであり、翌明治二年七月八日に二官六省制が布かれるに及んで廃止された。よって、本書翰はその間に書かれたものということになる。以上によって、本書翰は明治二年三月二十五日のものと判明した。

では、東久世（当時外国官副知事）からもたらされたという別紙は、どのような内容のものなのか。文面からはつきりとしたことはわからないが、何やら事件が出来し、新政府はイギリス公使パークスからの抗議に直面していたこと

がうかがえる。明治二年三月二十五日の直前に起こった事件でパークスを激怒させるほどのものと言えば、イギリス領事およびイギリス軍艦オーシャン号艦長に対する暴行事件であろう。犯行に及んだ松田与三郎の口上書等（『大日本外交文書』第二卷第一冊、七三三頁〜七三六頁）をもとに事件の経緯を整理すると次のとおりである。明治二年三月二十二日、天皇の東京再幸に先立ち、京都から下向した禁裏女中等が品川あたりをさしかかった折、イギリス領事とイギリス軍艦オーシャン号の艦長を乗せた馬車が通りかかった。このとき「新典侍殿押」として女中等の警護にあたっていた仕丁松田与三郎は、彼等を馬車から引きおろし、刀で脅して土下座させる。このことを耳にしたイギリス公使パークスは新政府に抗議に及び、これをうけて、外国官（このとき中井弘は外国官判事）は事後処理にあたることとなったのである。

別紙はこの件に関するものである。そこで、「大隈文書」のなかにこの件に関する文書がないか調査したところ、パークスとの談判の次第を報じた三月二十五日付の東久世書翰（早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」B一〇〇一八）が見つかった。以下のとおりである。

今日英公使談判

昨日指出候ヲ、シユンケヒテイン并東京岡士馬車より引下し士官之者抜刀致懸以之外之儀と大憤怒、毎度憤怒に出逢候得共今日之如きはなし。既七日前に肥後藩公使に無礼致候に付毎々申立以後御取締相成筈之処、依然として前日如し。尤此方よりは尊敬之道を尽し車を扣居候処何等之訳を以左様無礼被成候哉、懇親々々と口にとなへ右之所業、戦争を好め者今日より三千兵隊を金川へ出し、天子と雖とも一步と東京之地を踏しむへからず、実に口を極て政府を罵詈致し候。乍去一々彼に理あり。

予甚気毒訳故岡士船將に謝する為に士官を横浜に可遣候ひしに、彼昨日之書面に基き急彼相手を取調罪を謝すへし、同車之者へ一々謝すへからず、書面通場処刻限等相分り御坐候間急に調相付候上横浜へ判事老人罷越候方可然、猶委細之儀問札可申候



得共急に御遣し候ても可宜旨申候。定而今朝之書面反訳出来かと而弁事へ急に指出、品川大森宿駅取しらへ名前相知不申て者甚不行届御座候。

元来始より政府不行届故ケ様大事件も出来候。人民之為世話致さず政府なれば其実無之、昔徳川之方宜取て替り可申方可宜、其外洋人種を種付など攘夷ならば即座に可及刃傷之議論も御座候。

一 函根迄百人計出し置大名通行之節忝人宛附添無礼無之様供頭之者へ申論可然、人を出し置一応之申聞位にてはとても十分には行届申へからすと申候。

一 已後は馬車口鉄砲也乗置候間、引下し候得者直様発砲可致、抜刀致候者へ対し発砲は当り前に御座候よし申候。若又洋人を輕蔑致候兵隊沢山御座候得者英兵隊を勝手に遊歩為致可申、英兵隊も日本人を輕蔑致候得共政令行届居候故暴動は不致候得共、日本人より暴を働候得者我よりも暴動可致、明日よりも下知致へくと申候。

一 此段前の如き挙動有之候得者如何様とも不可致、忽ち戦争に可相成相考候。別手組にても忝人宛可相付歟、誠大事件に御座候。急に存寄も御座候得者承知致度、先さしむき一昨日事件取調之下知早々可有之候。以上

三月廿五日

一 今日品川知県事召出し行政官より申付置候得共、尚又篤と不相調ては前途甚懸念、唯今にも不都合相生し可申やも難計、実に難捨置相考へ候間御尽力可被下候。以上

〔卷封〕 町田殿 山口殿 大急用 東久世中将

パークスの強硬な姿勢の前に狼狽する東久世の様が見て取れる文面だが、ここで、注目すべきはその宛先である。

宛先は外国官判事の町田久成と山口尚芳となっている。中井ではない。では、なぜこの書翰が大隈の手に渡ったの

であろうか。その疑問を解く鍵が次の三月二十五日付山口尚芳・中井弘あて町田久成書翰（早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」B二九八〇）である。

別紙之通中将殿御書簡到来候に付早々差出申候間御熟覽之上御勘考被下度、何れ御書面之通誰そ一人は差越候方にも可有之哉、何分にも不穩事件に付夫形に者難相成儀と奉存候。自然横浜江出張之方に御評決被成候は、小生にも差越候儀は聊不当無之何分にも御示し可被下候。只今參館御相談仕度候得共、今朝も粗願上候通只今引越雜沓進退処置付兼候次第御憐察之程奉念願候。以上

三月廿五日

町田民部

山口範蔵様

中井弘蔵様

ここでいう「別紙」「中将殿御書簡」とは先の東久世書翰であり、町田は、東久世書翰を山口と中井に転送しているのである。

すなわち、中井は、町田によつてもたらされた東久世の書翰を、町田からの書翰ごと、即日大隈に転送したということであろう。以上の考察によつて、三月二十五日付町田・山口あて東久世書翰と同日付山口・中井あて町田書翰の二通が同日付大隈あて中井書翰の別紙と判断されたのである。

【事例22】

『大隈重信関係文書』は差出人を五十音順に配置して収録している。したがって、本文より先に別紙が見つかる場合がある。以下に掲げるのは九日の日付がある「判事町田」あて「知官事」書翰（早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」B一二五―二）はそのような一例である。

昨日大隈英公使へ筑藩士之談判相済候や承度候也。

九日

昨夜以来頭痛氣に而今日令不参候。明日者無覺束存候事。

「卷封」判事町田殿 知官事

差出人の「知官事」は筆跡から伊達宗城（一八一八―一八九二）と考えられる。宗城は元宇和島藩主。旗本山口直勝の次男として生まれ、宇和島伊達家を相続した。幕末の四賢侯の一人として知られ、安政の大獄で隠居を命ぜられた後も、藩政・幕政に大きな影響力を保持した。新政府が発足すると議定に任じられ、外国事務総督、外国官知事、民部卿兼大藏卿（のち大藏卿専任）等を歴任、明治四年の日清修好条規の調印に際しては欽差全権大臣を務める。明治二十五年（一八九二）十二月二十日没している。

宛先の「判事町田」は薩摩藩出身の町田久成（一八三八―一八九七）である。町田は薩摩藩主島津家の一門町田久長の長男として生まれた。江戸の昌平黌で学び、若くして藩の大目付に就任、開成所の学頭をも兼ね、慶応元年（一八六五）には、薩摩藩派遣親善使節の副使として留学生十九名を引率して渡英した。慶応三年に帰国。新政府が発足す

ると参与兼外国事務掛を皮切りに外国事務局判事・外国官判事・外務大丞と外交畑で活躍し、明治三年（一八七〇）、大学大丞に転じた。このとき大学南校物産局に務めたことを嚆矢として、以後、文部省、内務省、農商務省と出仕先を変えながら、博物館長等として博物館行政に一貫して携わった。この間、正倉院の調査を幾度となく行い、骨董の鑑定家、あるいは篆刻家としても知られた。明治二十二年に退官した後は、園城寺の子院光浄院の住職となった。明治三十年九月十五日、療養先の東京上野明王院にて病没する。

書翰は、宗城が町田に、昨日の大隈と英国公使との「筑藩士」の件に関する談判について尋ねたものである。

差出が「知官事」となっているので、この書翰は宗城が外国官知事を務めた慶応四年五月四日から明治二年六月二十四日までで書かれたものということになる。なお、この間、町田は宗城のもとで外国官判事の職にあった。

文中にある「筑藩士之談判」とは、慶応三年七月六日に長崎丸山において英国軍艦イカルス号の水夫二名が福岡藩士金子才吉によって暗殺された事件のことであろう。年代を推定するにあたって、まず事件後の経緯について整理しておこう。この事件は発生当初、海援隊士の犯行とされ、一時土佐藩に嫌疑が掛かったが、ほどなく嫌疑は晴れ、その後事件は迷宮入りしつづつあった。しかし、新政府発足後、神戸事件、堺事件、英国公使パークス襲撃事件等の外国人襲撃事件が頻発するなかで、この事件が再び問題とされるようになり、政府は、慶応四年五月四日、横浜在勤の外国官判事大隈重信を長崎府判事に任じ事件の真相解明にあたらせた。大隈が横浜から海路長崎へと向かうのは、慶応四年七月二十八日のこと（『東久世通禧日記』上巻）、長崎での調査の結果、犯人が金子であり、さらに金子は事件直後自刃して果てていたことが明らかとなった。このことが発覚後、パークスは政府に対して頻りに弁明を求めたが、外国官知事の宗城は大隈が長崎から帰還した後に釈明するといつてパークスをなだめるほかなかった。政府は十一月二十五日に「御用」が済み次第、東帰するよう長崎の大隈に命を下し、これをうけて大隈は十二月初旬には長崎を発った

ようである。その後、明治天皇の東京再幸を控えて京撰に滞在を余儀なくされ、大阪を発つたのは、明けて明治二年三月九日（明治二年三月六日付岩倉具視宛大隈重信書翰、国立国会図書館憲政資料室所蔵「岩倉具視関係文書（川崎本）」の「岩倉家蔵書類 明治元年二年会計之件 一冊」所収）、十二日に東京に到着している（伊達宗城の日記「御手帳留 二百一月一日三至七月」。宇和島伊達家文書の原本は宇和島伊達文化保存会所蔵。本稿では東京大学史料編纂所所蔵の写真帳を使用）。この件について大隈とパークスが談判するとすれば、大隈が東京に帰還した明治二年三月十二日以降と考えられ、よって本書翰もそれ以降のものということになる。この時点で書翰の年代は明治二年四月から同年六月までに絞られた。

そこで、伊達宗城の日記「御手留日記 明治二 自二月十一日 至八月廿二日」によって、この間に大隈とパークスが談判したことが確認できないか調べてみたところ、残念ながらそのような記述は見つからなかった。しかし、明治二年五月九日条には「風邪ニ付不参」とあり、さらに翌十日条にも「不参」と記されていた。この記述は、書翰末尾の「昨夜以来頭痛氣に而今日令不参候。明日も無覚束存候事」という記述と符合する。以上から、この書翰が明治二年五月九日のものであることが判明したのである。

さて、町田あて宗城書翰が「大隈文書」のなかに紛れ込んでいるということは、この書翰が他の書翰の別紙である可能性を想定せねばならない。そこで「大隈文書」にある大隈あて町田書翰に目を通したところ、以下のような書翰（早稲田大学史資料センター編『大隈重信関係文書』8、1197-4、早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」B二九八七）が見つかった。

昨日別紙之通致承知、則御引合可申上候処甚延引仕候段は御海容可被下候。就而者今十字に英館江御出浮之事と奉存候付、其節御心得にも可相成候に付細々貴君より宇和島公江御申上被下候。此段早々得貴意度如此御坐候。頓首

五月十日

〔巻封〕大隈様 町田

別紙は速やかに転送せねばならぬところ遅れてしまい申し訳ない、ついでに、本日十時に英国公使館へ行かれることかと思うので、「宇和島公（宗城）」には貴君から委細御報告申し上げて欲しいという内容である。五月八日に行われた、英国人水夫殺害事件に関する大隈とパークスとの談判について、病中の宗城から尋ねられた町田は、宗城の書翰を大隈に転送し大隈から直接宗城に報告するように求めたものと考えられる。よって、先の明治二年五月九日の書翰はこの五月十日付大隈あて町田書翰の別紙ということになるのである。

さらに、これらの書翰から次の書翰の年代も判明することができた。日付のない大隈あて伊達宗城書翰（早稲田大学学芸部資料センター編『大隈重信関係文書』7、759―5、早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」B二七三四）である。

長崎に而英水夫暗殺一条先達下官町田との応接は如別紙に而不相調候処、最前より足下へ委任と申置候末に付過頃より度々被及談判度と致頼談、山口へも申聞候処いつもく會計之話にて被申述候透なく趣、其内に外国官は被離候得共、初中後掌握故明日被及応接候節に相済候は、降心之儀と宜敷頼入候。依而書綴冊子相廻候。不備

〔巻封〕大隈四位殿 伊達二位

長崎での「水夫暗殺一条」について、宗城と町田はパークスと談判を遂げたが不調に終わり、宗城はその次第を別

紙（この別紙は見付けることができなかった）として大隈に送付、送付状であるこの書翰において宗城は「パークスにはこの件は大隈に委任しているので彼と談判されたいと頼んでおいた。山口尚芳（外国官判事）にもこの件を言い聞かせたが、山口はいつも会計の話ばかりで埒があかないとのこと、自分はそのうち外国官を離れるが、離れるまでは外国官を統括する身なので、明日、パークスと談判に及び私を安心させてくれるようによく頼む」と述べている。

「其内に外国官は被離候得共」とあるので、まず、宗城の日記「御手留日記 明治二三月十一日」によって、彼が外国官知事を辞するまでの経緯を追ってみよう。宗城は、明治二年四月十七日、輔相の三条実美に辞表を提出し、二十六日には本日より辞表が許容されるまでは出仕しないとの態度を示す。しかし、翌二十七日に、辞表は却下され、議定の東久世通禧から「昨今政府内大波瀾実ニ大困却大疲弊ニ御坐候」との理由で明日から出仕するよう求められる。そして、二十八日には「彼是紛々之事情も有之苦慮罷在候。貴卿にも御尽力是祈候。御辞表之儀ハ何レ其内ニ御沙汰も可有之候。何分今日之政府中協和実ニ至急之儀候間御参 朝御坐候様」との三条の内意が宗城に伝えられた。その後、五月二日に沢宣嘉が後任に決し、十六日に宗城は議定を免ぜられるが、外国官知事についてはこれまで通り務めるよう命じられる。宗城はすぐさま抗議に及ぶが、沢が長崎から東京に到着するまで務めるよう三条から慰留される。沢の東京到着後も沢が外国官知事就任を渋ったことから、宗城はその辞意にもかかわらず知事の職からなかなか離れられず、ようやくにして職を解かれたのは、六月二十六日のことであった。以上の経緯からこの書翰は三条から宗城に「辞表之儀ハ何レ其内ニ御沙汰も可有之候」との内意が伝えられた明治二年四月二十八日から、宗城が外国官知事の職を解かれる同年六月二十六日の間に書かれたものと考えられる。

この間、大隈がイカルス号水夫暗殺事件でパークスと談判したと言え、先に見た五月八日のことであろう。書面には「明日被及応接候節」とあるので、この書翰の日付は明治二年五月七日ということになる。

宗城には、この事件を解決し外国官知事として有終の美を飾りたいという強い思いがあったことが窺える。それゆえ、病床にあつても書を町田に致し、談判の経過を尋ねたのである。

### 【事例23】

別紙を見つけ出すのがいかに難しいかはこれまでの事例でお分かりいただけたかと思う。それだけに、残念ながら資料集が刊行を見た後に別紙が発見されるということも少なくなかった。そのような例を一つあげておきたい。次に掲げるのは二月八日付大久保利通あて中御門経之書翰（早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」B二六―二）である。

御安全珍重に候。抑今般造幣局取建に付、是迄之弊害一洗并大阪府取締等之義に付、明日岩倉大納言三岡四位等下阪候。右に付是非足下大隈氏等一応面談被致度候に付、自然御乗船之御都合も可有之哉候へ共、右之次第岩倉下阪迄御見合之様可申入旨に候間、此段申入候。先は早々右申入度迄如此候也。

二月八日

〔巻封〕大久保一藏殿 経之

差出人の中御門経之（一八二二～一八九二）は公家（名家）の坊城俊明の五男として生まれ、のち中御門家（名家）を継いだ。幕末期、討幕派の公家として頭角を現し、明治新政府の発足とともに議定に任じられた。会計事務局督、會計官知事、権大納言、留守長官、大納言等を歴任。退官後、麝香間伺候を命ぜられた。

このたびの造幣局設置をうけて、明日、「岩倉（具視）大納言」と「三岡四位（八郎、由利公正）」が京都から下向し、



弊害の一掃や（金札の？）大阪府下での取り締まり等について、足下と大隈に会談に及びたいとのことだから、岩倉が大坂に下向するまで乗船を見合わせて欲しい、という内容である。

まず本書翰の年代を確定しておく。冒頭に「今般造幣局取建に付」とあるが、造幣局が太政官中に設置されたのは、明治二年二月五日のことである（国立公文書館所蔵「太政類典 第一編 自慶応三年至明治四年七月 第十五卷 官制文官職制二」、2A-9-15）。そして、この前日に権大納言の中御門は造幣局掛を命ぜられている。以上から本書翰が明治二年二月八日のものであることが判明した。

また、書面で中御門は、明日大隈ともども岩倉と会って欲しいと大久保に頼んでいるが、日本史籍協会編『大久保利通日記』第一巻の明治二年二月九日条を見ると、「四字岩倉卿就御着、坂府江出勤、今夜大隈兩人被召段々有議」とあり、大久保が大隈とともに岩倉に召され、なにやら議論に及んだことがうかがえる。そして、大久保はこの後十一日に鹿児島に向けて大阪天保山沖を出航しているのである。これは本書翰の内容と一致しており、ここからも先の推定が正しいことが裏付けられる。

さて、中御門が大久保にあてた書翰が「大隈文書」に残っているということは、これが別紙である可能性を探ってみる必要がある。大久保あての書翰ということは、これまで見てきたように大久保が大隈にこの書翰を転送したと考えるのが最も妥当であろう。かかる見通しのもと、早稲田大学大学史資料センター編『大隈重信関係文書』3所収の大隈あて大久保書翰に目を通したところ、明治二年と推定された二月九日付の書翰（早稲田大学大学史資料センター編『大隈重信関係文書』3、216-1、早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」B八六一）が見つかった。

昨日者特御配意に御坐候。今日も御多祥奉拝賀候。然は別紙今朝相達申候間、早々御廻申上候。自然先生御方へも御吹聴為有

候筈候へ共、為念此段申上候也。

二月九日

追而御旅館は当府へ被召候由、御着次第案内いたし候と之事に付、罷出候様可仕候。先生御方へも則為御知可申上候。

〔巻封〕 大隈八太郎様 大久保一蔵 別封入

別紙が今朝到来したので、すでにお聞き及びかと思うが転送するという内容である。ここで言う別紙が先の大久保あて中御門書翰であろう。文面からは別紙の内容が窺い知れなかったことから、3巻編集時には、別紙所在不明として処理したものと思われる。しかし、大久保あて中御門書翰の年代推定を行う段になって、それがこの二月九日付大隈あて大久保書翰の別紙だと判明したのである。

## 七 史籍協会本の年代推定を覆す

本稿をお読みいただいている方には周知のことと思うが、「大隈文書」の書翰を収録対象とした資料集は我々が編集した『大隈重信関係文書』以前にも刊行されている。日本史籍協会編『大隈重信関係文書』（第一巻～第六巻）がそれである。我々が新しい『大隈重信関係文書』を編集する際、この史籍協会本に収録されている史料についてもすべて原史料から翻刻し、年代推定も一から行った。原史料が失われているものは、史籍協会本の翻刻をそのまま収録するほかなかったが、それでも年代推定だけは怠らなかった。というのも、史籍協会本には誤読や年代推定の誤りが散

見されるからである。ここでは史籍協会本の年代が覆った例をいくつか紹介したい。

【事例24】

次に掲げるのは八月一日付大隈あて木戸孝允書翰（早稲田大学大学史資料センター編『大隈重信関係文書』4、431―7、早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」B二四―二）である。

先以御清適奉賀候。過日御尊有之候に付十二字過まで御待申上候得共、御様子不相分候に付散歩旁参上申候処御出違に而乍残念引取申候。先頃入御覽候書類明日御内々に而御返し可被下様御願仕候。且又今日之行形に而大蔵省之処も前途懸念不少、注意不仕而は不相成事歟と奉存候。漸一事如意相成候得は忽反意之事連続出来甚不面白候。且又別に入御耳置尚御高按も相窺度儀有之候処不能、是非期後日可申上候。先は為其。草々頓首

八月一日

〔巻封〕大苦満様御内密 鬼怒

書面には、過日申し入れた件で木戸が大隈のもとを訪れ十二時まで待っていたが行き違いで逢えなかったこと、ついでには明日までに書類を返却してほしいこと、大蔵省の前途には懸念が少なく、注意の必要があること、が記されている。日本史籍協会編『大隈重信関係文書』第一巻はこの書翰を明治二年のものとしているが、私は明治四年のものとして推定した。

まず注目すべきはこの書翰の肝とも言うべき大蔵省の件である。明治四年八月三日付の伊藤博文（当時工部大輔）

あて書翰（日本史籍協会編『木戸孝允文書』第四巻）で、木戸（当時参議）は「尤大蔵などは民部之事務大概相合し実前途之処も別而不容易事と竊に相考申候」と記している。これより先七月二十七日に大蔵省は民部省を併合し、そのことについての懸念を木戸は表明しているのである。本書翰の内容はこのことを言っているのではなからうか。

さらに、この日、木戸が大隈を訪うも会えなかったことについてだが、日本史籍協会編『木戸孝允日記』第二巻によれば、明治四年八月一日条に「大隈を訪ふ、不在」と記されており、ここからも本書翰が明治四年のものであることが立証される（明治二年八月一日条にはそのような記述はない。ちなみに翌二日条からは、大隈が六時過ぎに木戸を訪い、「件々相談」に及んでいることが窺える）。

二年前の明治二年八月十一日に、木戸・大隈・伊藤は民蔵合併を実現させたものの、その後民部・大蔵省の強権に対する政府内や地方官からの反発もあつて、わずか一年たらずで再び両省は分離となった（明治三年七月十日）。その苦い経験が木戸の脳裏には深く刻み込まれていたのである。

### 【事例25】

次に掲げるのは、五月二十四日付大隈あて佐野常民書翰（早稲田大学大学史資料センター編『大隈重信関係文書』6、573―56、早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」B二二二五）である。

謹呈 陳は昨宵も懇々御高論被下候副申書之儀、小生にも素り一日も早く上呈仕度過日來日夜考量、尚御内諭之主旨も熟考仕可成御趣旨に随ひ候様仕度彼是勸考中に而五六日遅延仕候。就而は廉々内一二ヶ条何分にも御趣意如何と懸念仕候に付、今朝は早目参殿愚考之次第得と申上候末尚御高論も相何度存候処、今朝は定而文部省御出かかと心付候間差扣申候。就而は幸伊藤参

議と御同席之御事と存候間何卒被仰談、今日御帰り懸貴宅江同參議罷出被呉御一同愚考之次第篤と御聞取被下、尚御賢考相願候上、副申之旨趣一二ヶ条取極め度御座候間、他に格別之御故障も無御座候半者其通御運被下度相願候。就而は御都合之否御口上に而使の者江御示談被下度奉願候。此段急得御意度。早々敬具

五月廿四日

常民拝

大隈明治

再白 文部卿より小生へも今日之儀案内有之候に付罷出度候得共、過日來不快等に而事務差湊ひ居候に付申断り不參之積りに有之候。本文之御願之義は何分にも伊藤御一同一応御聞取之程相願申候也。

佐野常民（一八三三〜一九〇二）は大隈と同じ佐賀藩の出身。下村三郎左衛門の五男として生まれたが、のち、藩医の佐野常徴の養子となる。江戸で幕儒古賀侗庵に学び、さらに大坂の適塾に入門した。安政二年（一八五五）、幕府の長崎海軍伝習所に藩命により入所、海軍術を学び、帰藩後、藩の海軍所を統括する。慶応三年（一八六七）には、パリ万博に佐賀藩の団長として参加する。大政奉還をうけて慶応四年に帰国し、明治三年（一八七〇）に兵部少丞として新政府に出仕、工部省に転じ、ウイーン万博の際は事務副総裁を務め尽力した。帰国後は、元老院議員、大蔵卿、元老院副議長、同議長、宮中顧問官、枢密顧問官、農商務大臣等を歴任、子爵に叙された。また、この間、明治十年に博愛社を設立して日本赤十字の基礎を築き、内国絵画共進会の審査長を務めるなど美術の発展にも寄与した。明治三十五年十二月七日没。

書翰の内容は次のようなものである。「昨晚、懇々と御教示を賜った「副申書」については、一日も早く提出したいと思っているが、御内諭の趣旨のうち、一、二、疑問に思われるところがある、ついでには、今朝早目にお伺いし、

私の考えを申し上げたうえで今一度お考えをお聞かせいただきたいと思っていたが、本日はきつと文部省にお越しになるだろうと気付き遠慮させていただいた、幸いにも本日は伊藤参議も御同席ということで、帰りがけに伊藤参議にもお宅にお越しいただき、ともども、私の考えをお聞きくださり、なお、お考えをお聞かせいただきたいと思っている。日本史籍協会編『大隈重信関係文書』第四巻はこの書翰を明治十四年のものとしているが、私は明治十三年と推定した。

本書翰の肝はなんとと言っても「副申書」のことだが文面からその内容はよくわからない。そこで、「今朝は定而文部省御出かと心付」、「文部卿より小生へも今日之儀案内有之候に付」というところから可能性を探ってみたところ、明治十三年五月二十三日発行の『朝野新聞』第二千五百号に「明二十四日文部省より芝離宮を拝借し、大学医学部の御雇外国人を饗応せらるゝといふ」という記事を見つけた。該当箇所は文部省主催の芝離宮での宴席に關していつているではなからうか。すなわち、この日、大隈（参議）・伊藤（参議）・佐野（大藏卿）ら当時の参議・省卿は文部省から芝離宮での宴席へ招待をうけ（佐野は体調がすぐれず、事務も山積しているため欠席）、それゆえに、大隈は文部省に出席せねばならなかったと考えられるのである。

以上の見通しを立てたうえで、改めて「副申書」のことに考えを及ぼしてみたい。佐佐木高行の『保古飛呂比』（東京大学史料編纂所編、東京大学出版会刊、第九巻）の明治十三年五月二十八日条には次のようにある。

：去ル廿三日、諸省卿ヲ内閣へ召サレ、三大臣ヨリ御下問ノ次第トテ、外債募集ノ事ヲ述ベラレタリ、其言ニ曰ク、近日会計逼迫ニ立至リ、因ツテ、大隈重信ノ見込ヲ以テ、外国債五千万円ヲ募ル事ヲ申出タリ、是レハ大事件ニ付、諸諸卿へ御下問相成候間、各位見込十分申立テラレ度、明後廿五日迄ニ復命セラレヨトノ事也：

大隈が外債五千万円募集案を太政官に提出したことをうけて、太政官はこの件につき諸省卿に意見を求め、二十五日までに復命するよう命じたのである。『大隈侯八十五年史』第二卷によれば、当時、大隈の跡を襲って大蔵卿に就任した佐野は、大隈と協力して「紙幣償却の事」に尽力しており、三大臣からの諮問の後、外債一五〇〇万円を募集すべきを建議したが採用されなかったという（七二七頁～七二八頁）。ここでいう佐野の建議と思しきものが早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」にある「外債募集二関スル意見書」（A二四五〇）である。これを見ると、多くの付け札が施されており、おそらく大隈の教示を得て、記載を訂正している跡が見られる。これは本書翰の内容とも一致する。すなわち、佐野は、自らの意見書を、大隈のそれに追隨し、若干の私見を交えて申し添えるといった意味で、「副申書」と述べたのではないか。以上から本書翰を明治十三年五月二十四日のものと推定したのである。

#### 【事例26】

次に掲げるのは八月二十三日付大隈あて寺島宗則書翰（早稲田大学大学史資料センター編『大隈重信関係文書』7、820—9、早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」B一九一四）である。

ハークス昨日之憤怒解け、今日昼食にて中なほり致しなから談判申度、十二字是非貴兄同道参り呉候様承候。小生は外に参り候所有之直に彼方へ参り候に付、十二時遠方ながら三田江御貴臨可被下候。已上

八月廿三日

〔巻封〕大隈様上置 寺島

英国公使パークスが申すには、「昨日の憤怒も解けたので、今日の昼食で仲直りしながら談判したい」とのこと、貴兄には本日十二時に御同道いただけると承っている。しかし、私は他に行かねばならないところがあり、そこから直接三田の英国公使館へ参るので、貴兄には遠方のことではあるが十二時に三田までお越し頂きたい。このような内容である。

日本史籍協会編『大隈重信関係文書』第六巻はこの書翰を明治元年（慶応四年）のものとしている。しかし、私はこれを明治二年のものとした。

まず、書翰の年代幅を定めておこう。大隈と寺島の交流がはじまったのは両者が明治新政府に出仕した後のことと考えられるので、上限は慶応四年（一八六八）である。そして、パークスが明治四年四月四日に、賜暇によりアメリカ経由で一時帰国の途についていることから（萩原延壽『帰国 遠い崖アーネストサトウ日記抄8』、二三三頁）、明治六年三月二十七日の帰任（萩原延壽『大分裂 遠い崖アーネストサトウ日記抄10』、四四頁）以降の可能性はぬぐえないものの、とりあえず明治四年を下限として可能性を探りたい。

ここから、さらに年代幅を狭めていけば、慶応四年は選択肢から除外される。慶応四年の八月二十三日時点で、寺島は横浜（慶応四年三月二十七日横浜裁判所在勤を命ぜられ、同年四月十五日、大阪の川口から出帆、十七日に横浜に着任。以後、神奈川県判事、神奈川県知事、外国官判事。以上『東久世通禧日記』上巻より）、一方、大隈はおそらく長崎（慶応四年五月四日、横浜に着任、同日、長崎府判事兼外国官判事に任ぜられ、七月二十七日、横浜出港、長崎へと向かう。以上『東久世通禧日記』上巻より。東京帰還は明治二年三月十二日。伊達宗城の日記「御手帳留 二自一月一日 三至七月」より）におり、書面から大隈と寺島双方が、東京か、あるいはそれに程近い場所にいることがわかるので慶応四年はありえない。この時点で本書翰の年代は明治二年と三年に絞られた。



では、パークスを激怒させた原因とは何であり、その怒りが解けたのはなぜであろうか。この点から明治二年と三年のいずれかを決したい。『大日本外交文書』第二卷第二冊を見ていくと、明治二年八月十七日、肥後藩大砲方の谷留熊彦と兵卒の佐藤七左衛門が酒に酔って英国公使館付騎馬隊員ブロックレーに切り付けるといふ事件が起こっている。パークス激怒の原因はこれであろう。そして、八月二十二日に外務省においてパークス立会いのもと、谷留の吟味が行われている。パークスの怒りが解けたのはこのためだと考えられる。以上から、本書翰を明治二年八月二十三日のものとして推定したのである。

### 【事例27】

次に掲げるのは三月四日付大隈あて中島信行書翰（早稲田大学大学史資料センター『大隈重信関係文書』8、897―6、早稲田大学図書館所蔵「大隈家文書」B二七二―一〇）である。

昨日者大に失礼仕候。扱公園之儀に付御思召之処各国領事江談合仕度所存に而、御雇ムニンバル、デレクトル、ベンソン江内意申伝候処御思召之儀はともも行はれましく由、其故は右公園成功之目的を以既に其近傍に於而地所買入候人も有之、且埋地江公園を作り度由は既に外国人ども承知にて御思召之咄もベンソンは既に先般来聞込居候由にて、とても外国人一同承知無之故はラーシホール之望は皆世上知る処にして、一人之利益に關し他之望を失ひ候様之訳に相成、と角外国人は疾悪の深きものなれば六ヶ敷事と小生も相考申候。当今之公園を此度之仕様にて御決定相成度と存候。此段申上置候也。

三月四日

大隈閣下

中島信行

ベンソン之咄は素より拙生一人之考にて決して閣下より云々は不申間、左様御承知可被下候。

中島信行（一八四六～一八九九）は土佐藩の出身。郷士中島猪吉の長男として生まれ、武市瑞山の土佐勤王党に参加、脱藩して長州藩に投じ、のち、坂本龍馬の海援隊に加わった。慶応四年（一八六八）五月、兵庫県判事として新政府に出仕、外国官判事を兼ね、明治三年（一八七〇）、大蔵省に転じて通商司となる。このとき紙幣制度の視察のため渡英、洋行中に出納正、大蔵省六等出仕となり、帰国後は紙幣権頭、租税権頭を務めた。明治七年、神奈川県令、明治九年、元老院議員。明治十三年、下野する。翌十四年、板垣退助が自由党を創設すると、副総理に就任し、自由民権運動を推進する。帝国議会が開設されると神奈川第五区から出馬して当選し、推されて初代の衆議院議長に就任した。明治二十九年、男爵に叙される。明治三十二年八月十五日、大磯の自邸で没。

書翰によれば、中島が「公園の義」についての大隈の考えを御雇外国人の「ムニンバル」「チレクトル」「ベンソン」に伝えたところ、その答えは、「外国人のなかには公園落成を期待して地所を買い入れたものもあり、埋め立て地公園を造成することはすでにみな知っているところなのでとても行われたい」というものだったという。

日本史籍協会編『大隈重信関係文書』第三巻では本書翰を明治八年としているが、私はこれを明治七年のものとして推定した。

まず、文中には「御雇」として三人の外国人の名があがっているが、彼らはいったどこに雇われていたのかわるか。三人のうち、アメリカ人のベンソンは居留地取締長を務めた人物として知られ、ユネスコ東アジア文化研究センター編『資料御雇外国人』（小学館）によれば、その雇主は神奈川県であった。よって、中島が神奈川県知事だったとき（明治七年一月十五日～明治九年三月二十七日）のものと考えられる。ここから本書翰の年代幅は明治七年から明治

九年までと定められた。

次に、この間に、「公園之義」に関して県下でどのような動きがあつたのか見ていこう。かねてよりの諸外国からの要請をうけて、政府が関内に新居留地と公園を造成するため埋め立て工事を始めたのは、中島が神奈川に赴任する前の明治五年頃のことである。工事は順調に進み、明治六年十一月には二十五区が完成、競売をもって外国人に貸渡したい旨の上申が神奈川県権令大江卓から政府に寄せられ、その運びとなる（『横浜市史』第三卷上、四二一―四四〇頁）。中島はこの直後に県令として神奈川県に赴任した。そのようななかで、本書翰にあるとおり、政府がウォールシュ・ホル社の意を迎え、公園造成地の変更を計画に上せると、外国人の間から非難の声がわきあがるのである。「横浜新埋立地並公園地創設一件」（外務省外交史料館所蔵「外務省記録」3―12―1―1）はこの件の詳細を伝える好個の史料だが、このなかに本書翰の年代を解く鍵があつた。それによれば、明治七年三月三十一日に、スミット・バックル商社から駐日アメリカ公使ピンハムのもとに一の歎願書が寄せられたという。公園地を元来の場所から居留地よりはるかに遠い大岡川辺の地所に転地するという情報を得た同商社は、この歎願書で次のように抗議する。

右趣向通り執行ハレ候ニ於テハ大ニ我等所有地ノ価ヲ減却シ非常ノ損亡ニ可有之候。尤右地所ハ公園ニ接スル訳ヨリ高価ニテ買受申候。依テ我等ハ同上日本政府ヨリ示令糶売ニテ、且其糶売ニ付布達相成候画図面ニ依リ地所ヲ買受候者ハ公園ノ儀ニ付廢止不相成様請求スヘキ可有之存候。

ここでスミット・バックル商社が述べるところは、中島がベンソンらを介して聞いた外国人たちの不満の声と揆を一つにする。どうやら、こういつた批判は外国人のあいだに蔓延していたようである。したがって、本書翰もこのスミット・バックル商社の歎願書と同時期に書かれたものと考えられる。以上から本書翰を明治七年二月四日のものと推定

したのである。

なお、ビンナムからスミット・バックル商社の歎願書を転送された外務省は、ビンナムに対して「公園之義ハ前定之通経営可取掛旨既ニ神奈川県令江相達候義ニ而、大岡川辺江公園転置之旨同社ニ而被聞込候ハ多分間違ニも有之」と四月九日付で回答している。かくして、当初の予定通り公園は造成され、外国人に周辺の地所が売り渡されたのである。

## 八 史料の誤りをただす

誤りは史籍会本にのみあるわけではない。史料そのものに誤りがある場合がある。年代推定を行うなかでそのような史料上の誤りが判明することがままあった。ここではそういったケースをいくつか紹介することにした。

### 【事例28】

次に掲げる十一月十二日付大隈あて伊達宗城書翰（早稲田大学大学史資料センター編『大隈重信関係文書』7、759―8、早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」B二二五―二）は、年代推定を通じて人名の誤りが明らかになった例である（伊達宗城については【事例22】を参照）。

シーホルト過刻来候処、英公使明十三日第二字頃足下伊藤三人へ致面会度よし申述、仍而セー応対は十二字迄に為済度此段申述候也。

十一月十二

尚伊藤へも伝可給候。

〔巻封〕大隈殿 伊達

この日、シーボルトは宗城のもとを訪れ、「英国公使パークスは、明日、あなたと大隈と伊藤の三人に面会したいと言っているので、ついでには「セー」との応接は十二時までにはすませてほしい」と告げている。宗城はこの旨をすぐさま書翰で大隈に伝え、伊藤にも伝達するよう命じている。

まず、書翰の年代幅を定めておこう。まず、宗城・大隈・伊藤の接触が生じたのは明治新政府出仕後のことと考えられるので、明治元年以降ということになる。これが上限である。下限はというと、宗城の在官中（明治四年九月二十七日大蔵卿を免職）と考えられるので明治三年になる。

それでは、次に明治元年から三年までの可能性を探っていく。明治元年は十一月十二日時点で伊藤は兵庫（当時、伊藤は兵庫県知事。明治元年十一月十二日付伊藤あて木戸孝允書翰〈日本史籍協会編『木戸孝允文書』第三巻〉には「何卒長崎之冗物と相成候ものを兵庫、神戸、浪華当りの当用に御移し相成、後來之御良策申上も疎と奉存候得ども任筆得貴意置申候」とあり任地にいたことがうかがえる）、大隈は長崎（イカルス号水夫殺害事件の下手人探索のため長崎に出張、前述）、宗城は東京にいるので、翌日、三者が三田の公使館にいるパークスと面会することは不可能である。

明治三年は、十一月十二日時点で、宗城が西国への途上にあり（明治三年閏十月十一日、アメリカ船アルゴニヤ号にて横浜を出港）、これも可能性としてありえない（宗城の日記「御手帳留 明治三百十月 明治四年至十月」）。

残るは明治二年である。宗城の日記「御手帳留 明治二年（自九月五日）至十月五日」の明治二年十一月十二日条には、シーボルト来訪の記述はない。ただし翌十三日条には、「○於外国館レー条約済候事 ○英公使館ニテ応対鉄道造り筋パークス見込三方ヨリ造而ハ如何ト存候」とあり、英国公使館にてパークスと面会し、建設計画中の鉄道の道筋について意見を聞いている。以上から本書翰を明治二年十一月十二日のものと推定したのである。

さて、宗城は英国公使館を訪れる前に「外国館」にイギリス人企業家ネルソン・レイを訪ね「条約」を交わしている。これは鉄道借款についての契約であろう。本書翰にある「セー応対」とはこのことを指しているのではないか。すなわち、宗城は「レー」を「セー」と書き違えたと考えられるのである。

### 【事例29】

先に人物の履歴が書翰の年代を推定するにあたって重要な要素であることは先に述べた。しかし、実はこれは諸刃の剣である。なぜなら、書翰の差出人自体が、宛先の人物や、あるいは文中で言及している人物の、その時々、その十分に把握していない場合があるからである。以下に掲げる四月十八日付大隈あて中井弘書翰（早稲田大学史資料センター編「大隈重信関係文書」8、880―22、早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」B二二一七）は年代推定を行うなかでそういった肩書の誤記が判明した例である（中井弘については【事例13】参照）。

先日者馬車拝借仕候処細川中議生同車にて離宮江参り、終に外桜田の御門江差掛り候折から皮ひもはづれ候哉、馬しきりに飛立既に堀江陥入とする之処、一生懸命手縄を引留終に無難にして下車いたし申候。実は兩人共烏帽子垂直狼狽之姿、見物之衆群をなし大に失笑之到御洞察可被下候。

扱後藤議長五代江離杯相催度、来る廿日御退出より妻君御同行小梅小倉菴と申幽閑之場所に御誘引申上度、就而者御差支無御座候は、御模様拝承仕度奉存候。此旨奉伺候。早々頓首

四月十八日

今朝大久保氏江面会仕候処、御宅江罷出度前日御知らせ被下度奉願候。僕迄御返事可被下候。

〔巻封〕大隈参議公閣下至急要件 中井弘拝

前半では、大隈から馬車を借り、「細川中議生」と同乗して赤坂離宮に行ったときの一齣が報じられている。後半部は、左院議長の後藤象二郎の主催により、来る四月二十日に小梅小倉庵で開催される五代友厚の送別会の案内である。追書では、大隈宅を訪問したいという大久保の意を取り次いでいる。

さて、文中には「細川中議生」とある。議生は明治四年七月二十九日の左院設立から明治五年十月八日の官制改革まで左院にあった役職である。これにしたがうと、本書翰は明治五年四月十八日のものということになる。しかし、この間に左院中議生となった人物のなかに「細川」という姓のものはいない。どういうことであろうか。

明治五年四月二十七日付の三島通庸あて書翰（『壬申日誌』〈早稲田大学図書館所蔵「宮島誠一郎文書」A三六一一〉）で、五代は「宮島君来廿九日御光臨云々、然ルニ其日ハ大隈大久保輩離杯相催置、其他日ニ約束致置違約も不相成」と述べており、このとき五代が東京から大阪に帰ろうとしていたことがわかる。どうやら年代推定に誤りはなさそうである。

とすると、「細川中議生」という記述そのものが誤っている可能性がある。そのような見通しのもと調査を続けたところ、左院には、当時、細川の姓をもつ人物が一人いたことがわかった。土佐藩出身の細川潤次郎である。細川の

左院時代の履歴を『勅奏任官履歴原書』下巻によって確認すると、まず、アメリカから帰国後の明治五年十月二十八日に少議官として左院に出仕し、ついで明治五年二月十九日、中議官に昇進、同年十月八日の官制改革により二等議官となり、明治六年五月四日に印書局長に任じられるまで左院にあった。以上の履歴に照らせば、明治五年四月十八日時点での細川の地位は中議官である。おそらく中井は中議官と書くべきところを「中議生」と誤って書いてしまったのであろう。

この場合、年代推定に支障を来さなかったが、履歴だけに頼ると足元を救われる可能性がある。それゆえ、複数の条件によって年代を詰めていくことが必要になってくるのである。

### 【事例30】

次に見るのは、史料上の表現の誤りと思しきものである。事例として挙げるのは、八月六日付大隈あて野口常共書翰（早稲田大学大学史資料センター編『大隈重信関係文書』7、996―2、早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」B二六五五）である。

大久保公者午後二時英国公使館へ立寄之末帰京之由に御坐候。長崎支局より之公信は此方にも相分兼申候。左様御承知被下候。此段草々申上候也。

八月六日

「巻封」大隈参議殿密 野口常共



差出人の野口常共（？）（一八八二）は佐賀藩の出身。明治四年（一八七二）十二月、太政官八等出仕を命ぜられ、これを嚆矢として、権少外史、権少内史、権少史、太政官少書記官、修史局御用掛、内閣少書記官を歴任する。内閣少書記官在職中の明治十四年五月四日、病没している。

書翰は大久保利通がイギリス公使館に立ち寄った後、帰京した旨を伝えるものである。文中にある長崎支局は蕃地事務局長崎支局のことであろう。蕃地事務局は、台湾出兵をうけ、明治七年四月四日に設置されたもので、大隈（参議兼大藏卿）はその長官、野口（当時権少内史）は御用掛であった。四月十三日、長官の大隈は長崎に分局を置くことを太政大臣の三条実美に伺い出て、即日許可されている（国立公文書館所蔵「明治七年四月 公文録 大藏省之部 二」）。その後、明治八年一月十日、台湾出兵の終結、清国との交渉妥結により蕃地事務局は廃止され（国立公文書館所蔵「太政類典草稿 自明治七年至同九年 台湾二」）、それに伴い支局も廃止されたものと考えられる。

以上からすれば、本書翰は明治七年八月六日のものということになろう。しかし、この日、大久保が帰京したという事実はない。大久保は同日の日記（日本史籍協会編『大久保利通日記』第二巻）に次のように記している。

今朝岩<sup>（高俊）</sup>村子入来此日全権弁理大臣トシテ清国江発ス。杉浦<sup>（謙）</sup>・島山<sup>（義成）</sup>与同行、普魯西公使并同国使臣マヤ<sup>（江）</sup>江尋問、公使江清国行ニ付暇乞、且北京在留公使江添書云々ノ事アル故ナリ。十字四十五分新橋ステーションヨリ汽車ニ乗シ、十二字前横浜江着、高島屋江投宿…一字寺島公使同道仏公使并ニ英公使尋問ス。三時半ヨリ米国郵船コスタリカ号江乗船…五字比開纜。天氣和平。

大久保は、この日、清国との談判のため日本を出発しているのである。これは書翰の記述と齟齬する。ただし、英国公使パークスを尋ねた時刻はほぼ一致している。ここで、考えられるのは、野口が「出京」と書くべきところ、誤って「帰京」と書いてしまったということである。よって、この書翰を『大隈重信関係文書』に収録する際、年代を（明

治七カ)年八月六日とし、「帰京」の脇に(「ママ」)を付すこととしたのである。

【事例31】

次に掲げる十月十九日付大隈あて野村直吉書翰(早稲田大学大学史資料センター編『大隈重信関係文書』8、1006、早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」B二六七六)は年代推定を行う過程で日付の誤記が判明した例である。

拝啓 寒冷の候に御座候処、益々御多祥奉賀上候。陳ば本船再挙の準備も御蔭を以て無事完成致し、本日午后三時抜錨南進の途に就き申候間御安意被下度、尚相不替万事宜敷御高配相煩度、此段御通報旁御依頼申上候。頓首

十月十九日

開南丸船長 野村直吉

伯爵大隈殿

〔封筒表〕Japan 東京市早稲田 伯爵大隈殿

〔封筒裏〕濠州シト二ー港 開南丸船長 野村直吉

差出人の野村直吉(一八六七―一九三三)は加賀国羽咋郡一宮村に北前船の船頭の子として生まれる。明治三十六年(一九〇三)に勉学のため上京、翌年の日露戦争では御用船に乗り込み戦功を挙げて勲六等瑞宝章を賜った。明治四十二年、甲種船長試験に合格する。明治四十三年、『万朝報』で白瀬南極隊員募集を知り、船長として応募、開南丸の船長となった。帰国後は遠洋航海の船長等を務めたが、大正十一年(一九二二)、病気のため汽船会社を退職し、昭和

八年（一九三三）東京の自邸にて病没した。

野村は白瀬南極隊の後援会長であった大隈に、シドニーから本日午後三時南極に向けて出港する旨を報じている。「再挙」とあるので第二次航海のときであろう。

それでは第二次航海時において、開南丸がシドニーを出港したのは、いったい何年のことだったのであるか。そこで参照したのが、書記長としてこの行に参加した多田恵一の『南極探検日記』（前川文栄堂）である。多田の日記の明治四十四年十一月十九日条を見ると「午後六時起床、今日はいよく出帆といふので、朝まだきから船内は何呉と混雑して居る：船が纜を解くのは午後三時と決定した」とあり、それが明治四十四年のことだとわかった。しかし、多田の記述は、野村書翰がいう出港の日時と一ヶ月のズレがある。なお、多田は大隈に宛てた明治四十五年三月三十一日付の書翰（早稲田大学史資料センター編『大隈重信関係文書』7、749、早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」B二〇四七）でも「昨年十一月シドニー出帆後」と書いている。それでは本書翰と多田の日記のいずれが正しいのか。そこで参照したのが新聞報道である。明治四十四年十一月二十日発行の『東京朝日新聞』第九千八百十五号には「南極探検隊再挙」という記事が掲載されているが、そこには次のようにある。

白瀬中尉以下南極探検隊一行は久しく濠州シドニーに滞在し再挙を計り居たりしが、野村船長は既に去月中日光丸にて同地に到着し、池田学士一行も熊野丸にて本月十五日に到着し、諸般の準備完成せしより同隊は直に露営を解て開南丸に搭乗し愈昨十九日万里の波濤を蹴つて極地に出帆する事と為れり

記事は十一月十九日の開南丸シドニー出港を伝えている。以上から本書翰は明治四十四年十一月十九日のもので、十月十九日という日付は野村の誤記だと判断したのである。